

公示用

設 計 書

工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

工事内容説明書

1. 工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

2. 施工場所 札幌市南区藤野473

3. 請負工事費

内訳 工事価格

消費税等相当額

4. 工期 契約に示す着手の日から 令和7年11月14日 まで

5. 工事内容 藤野野外スポーツ交流施設の給水・給湯・排水・衛生器具・換気・
給油・ガス・厨房機器・冷房の改修工事を行う。

共通費の算定に用いる工期 T = 4.5 月

本工事は、発注業務平準化を考慮し早期発注している為、共通費
算出に用いる工期Tは余裕期間を除き算定している。

(機器や労働者確保等の準備に要する現場着手までの期間

については、現場代理人の常駐を要しない。)

札幌市住宅管理公社

藤野野外スポーツ交流施設(保全改修)						
名	称	数	量	単位	金 額	備 考
屋外給水設備		1		式		
屋内給水設備		1		式		
排水設備		1		式		
給湯設備		1		式		
衛生器具設備		1		式		
換気設備		1		式		
給油設備		1		式		
ガス設備		1		式		
厨房機器設備		1		式		
自動制御設備		1		式		
発生材処理		1		式		
	計					

札幌市住宅管理公社

藤野野外スポーツ交流施設(保全改修) 屋内給水設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
TW - 1 受水槽	3.0TON、1.5×2.0×1.0 H、FRP製、耐震2/3G、2層 式		基			
給水・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 機械室・便所 20SU		m			
給水・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	圧縮・ブス接着 機械室・便所 25SU		m			
給水・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 機械室・便所 30SU		m			
給水・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 機械室・便所 40SU		m			
給水・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 機械室・便所 50SU		m			
給水・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 機械室・便所 60SU		m			
給水・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	ワグ・グ形管継手による接合 機械室・便所 80SU		m			
給水・水道用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 機械室・便所 20SU		m			
給水・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 屋内一般 20SU		m			
給水・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 屋内一般 25SU		m			
給水・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 屋内一般 30SU		m			
給水・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 屋内一般 40SU		m			
給水・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 屋内一般 50SU		m			
給水・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 屋内一般 60SU		m			
ドレンバルブ (丸ハンドル) (鉛新基準適合)	32A		個			
ドレンバルブ (丸ハンドル) (鉛新基準適合)	40A		個			
ドレンバルブ (丸ハンドル) (鉛新基準適合)	50A		個			
ドレンバルブ (丸ハンドル) (鉛新基準適合)	65A		個			
一般配管用 ステン鋼仕切弁	10K(ねじ) 20A(内ねじ)		個			

藤野野外スポーツ交流施設(保全改修) 屋内給水設備						
名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考
一般配管用 ステン鋼仕切弁	10K(ねじ) 25A(内ねじ)		個			
一般配管用 ステン鋼仕切弁	10K(ねじ) 32A(内ねじ)		個			
一般配管用 ステン鋼仕切弁	10K(ねじ) 40A(内ねじ)		個			
一般配管用 ステン鋼仕切弁	10K(ねじ) 50A(内ねじ)		個			
一般配管用 ステン鋼バクワイ弁	10K(クハ-) 65A		個			
一般配管用 ステン鋼バクワイ弁	10K(クハ-) 80A		個			
一般配管用 ステン鋼逆止弁	10K(ねじ・スイング) 25A		個			
一般配管用 ステン鋼逆止弁	10K(ねじ・リフト) 50A		個			
一般配管用 ステン鋼逆止弁	10K(クハ-) 80A		個			
自動17弁	20A		個			
フレキシブルジョイント	合成ゴム製 25A		個			
防振継手	ハコ型 50A		個			
防振継手	ハコ型 80A		個			
ホースカップ	25A		個			
配管用防虫網	80A		個			
保温費		1	式			
はつり補修費		1	式			
撤去費		1	式			
搬入費		1	式			
保温分別費		1	式			

藤野野外スポーツ交流施設(保全改修) 排水設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
グリーストラップ	SUS製 排水側溝型 実容量770L以上		基			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 40A		m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 50A		m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 75A		m			
排水・硬質ポリ塩化ビニル管(VP)改修	機械室・便所 100A		m			
排水・配管用炭素鋼鋼管(白)改修	ねじ接合 屋内一般 40A		m			
排水・配管用炭素鋼鋼管(白)改修	ねじ接合 屋内一般 50A		m			
排水・配管用炭素鋼鋼管(白)改修	ねじ接合 屋内一般 65A		m			
排水・配管用炭素鋼鋼管(白)改修	ねじ接合 屋内一般 100A		m			
間接排水口	40		個			
間接排水口	50		個			
間接排水口	65		個			
間接排水口	150×80		個			
流しトラップ	T14AA 40A		個			
洗濯機用トラップ	防水形		個			
床上掃除口(防水形)	COB 50A		個			
床上掃除口(防水形)	COB 100A		個			
はつり補修費		1	式			
モルタル			m3			
保温費		1	式			

札幌市住宅管理公社

札幌市住宅管理公社

藤野野外スポーツ交流施設(保全改修)		給湯設備		設備工		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
給湯・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 機械室・便所 30SU		m			
給湯・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 機械室・便所 40SU		m			
給湯・一般配管用 ステン鋼鋼管 改修	拡管式 屋内一般 20SU		m			
一般配管用 ステン鋼仕切弁	10K(ねじ) 20A(内ねじ)		個			
一般配管用 ステン鋼仕切弁	10K(ねじ) 25A(内ねじ)		個			
一般配管用 ステン鋼仕切弁	10K(ねじ) 32A(内ねじ)		個			
一般配管用 ステン鋼仕切弁	10K(ねじ) 40A(内ねじ)		個			
一般配管用 ステン鋼逆止弁	10K(ねじ・スイング) 25A		個			
Y形ストレーナ	10K 40A		個			
温度計			個			
防振継手	Λ□-Z形 32A		個			
防振継手	Λ□-Z形 40A		個			
安全弁	20A		個			
煙突	SUS304 φ250×3.0t×6.6m	1	式			
煙道	SUS304 φ200×2.0t×3.4m,T-1ヶ所 φ150×2.0t×0.3m,測定口φ100	1	式			
保温費		1	式			
はつり補修費		1	式			
搬入費		1	式			
撤去費		1	式			
保温分別費		1	式			

札幌市住宅管理公社

[illegible]

札幌市住宅管理公社

藤野野外スポーツ交流施設(保全改修)		換気設備		設備工		
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
スパイラルダクト (低圧ダクト)	インサート有 150mm		m			
スパイラルダクト (低圧ダクト)	インサート有 200mm		m			
グラスウール製ダクト (円形ダクト)	200mm		m			
送風機用 たわみ継手	片吸込形 №2 1/2以下		組			
防風雨型バルブフード	SUS製、水切板付、150φ		個			
バレル形吹出口	150φ		個			
制気口ボックス類		1	式			
防雪フード	300×300		個			
セルフフード再取付	150		個			
セルフフード 再取付	200		個			
天蓋	2200×700×700H ステンレス製 山型 GF付		台			
天蓋	1100×800×700H ステンレス製 山型 GF付		台			
天蓋	2200×1000×700H ステンレス製 山型 GF付		台			
天蓋	2200×900×700H ステンレス製 山型 GF付		台			
天蓋	800×800×700H ステンレス製 山型 GF付		台			
保温費		1	式			
はつり補修費		1	式			
撤去費		1	式			
保温分別費		1	式			
内部足場		1	式			

藤野野外スポーツ交流施設(保全改修) 給油設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
オイルタンク	950L		台			
防油堤	600H		台			
オイルパー	10m 22.8L/h		台			
液面調節器	樹脂製PB-200×200		台			
被覆銅管(給油)	8A		m			
保護管	22φ		m			
点検口柵	機 械 TC-1		組			
灯油カソ	床埋込		個			
フレキシブルジョイント	油用ベローズ形 15A		個			
危険物表示板	300×600		枚			
はつり補修費		1	式			
搬入費		1	式			
油配管類中和 洗浄費		1	式			
土工費		1	式			
埋設標識テープ	150幅		m			
撤去費		1	式			
計						

[illegible]

藤野野外スポーツ交流施設(保全改修) 厨房機器設備						
名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
作業台 (引戸付)	1500×600×830H		台			
作業台	600×600×800H		台			
ガスフライヤー	430×600×800H		台			
ガスウォーマー	1200×600×800H		台			
作業台 (引戸付)	1800×600×800H		台			
中華レンジ	1000×750×800H		台			
作業台	1500×600×800H		台			
作業台	600×600×800H		台			
三槽シンク	1800×640×800H		台			
作業台 (排水口付)	1200×640×800H		台			
㊸二槽シンク	1500×600×800H		台			
㊹ガスレンジ	1500×750×800H		台			
㊺フライヤー	850×600×800H		台			
㊻作業台	1350×750×800H		台			
㊼中華レンジ	2000×750×750H		台			
㊽スープレンジ	1200×600×450H		台			
㊾スープレンジ	600×600×450H		台			
㊿一槽シンク	900×600×800H		台			
㊸製水器	700×500×1200H		台			
㊹自動立体炊飯器	785×702×1115H		台			

[illegible]

札幌市住宅管理公社

[illegible]

[illegible]

特記仕様書

Ⅰ. 工事概要

1. 工事名称

藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

2. 工事場所

札幌市南区藤野473

3. しゅん功期限

契約書に示す着手の日から令和7年11月14日まで

4. 部分引渡し

部分引渡しの時期：令和年月日まで
引渡しの範囲：

5. 工事内容

建物概要		工事概要	
用途	野外スポーツ交流施設	項目	内容
構造	S造	機械設備	給水、給湯、排水衛生器具、換気、給油
規模	161,872㎡		ガス、厨房機器、冷房の改修

Ⅱ. 工事仕様

1. 本工事は、公共工事に準じるものとする。

2. 図面及び本仕様書に記載されていない事項はすべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)、公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)によるほか、一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款により、工事を履行するものとする。
なお、これらの仕様書はすべて工事契約日時点の最新版を適用するものとする。

3. 該当項目
(1) 特記事項は●印のついたものを適用する。

Ⅲ. 特記仕様

章	項目	特記事項																								
一般事項	1. 適用法規等	建設業法および同施行令等ならびに関係法令を遵守し、工事の適正な施工を図るものとする。																								
	2. 特許権等	一般財団法人札幌市住宅管理公社建設工事請負契約約款第8条に基づく特許権等の対象となっている工事材料、施工方法等。 ・特許権等の種類および内容()																								
	3. 工事提出書類	工事契約締結後すみやかに監督員に工事着手届、工事工程表、現場代理人及び主任技術者(監理技術者)等指定通知書(各2部)、使用資材届(各2部)等を「機械設備工事提出書類様式集及び施工要領集」(平成25年版)により提出するものとする。																								
	4. 機材及び材料	設計図書の様様により選択し、監督員に使用資材届、承諾図、品質性能等の資料を提出し承諾を得ること。「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」((社)公共建築協会編集)の活用により評価を受けた材料を使用する場合は、評価書の添付により品質性能等資料の提出を省略することができる。																								
	5. 道産品の使用	本工事に使用する主要資材のうち、道内で産出、生産または製造される資材等で規格・品質が適正である場合は、これを優先的に使用するよう努めるものとする。																								
	6. 工事用動力等	本工事に必要な仮設、照明、工事用動力、用水、試運転調整および関係官庁への手続きなどの費用は、すべて受注者の負担とする。																								
	7. 工事標識	●要○不要(仕様は、特記仕様書2工事標識による)																								
	8. 火災保険等	工事目的物および工事材料等に火災保険、建設工事保険、組立保険等の内、1以上の保険(火災に対する補償を含むもの)を付保して、その写しを監督員に提出すること。 (保険期間：始期～保険の目的物が工事現場に搬入される日) 終期～しゅん功期限＋14日以上)																								
	9. 法定外の労災保険の付保	(1) 受注者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険を付すこと。 (2) 前項で定める保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員へ提出すること。																								
	10. 実施工程表・施工計画書等	着工に先立ち実施工程表、施工計画書等を提出すること。 施工計画書は「機械設備工事提出書類様式集及び施工要領集」(平成25年版)の施工計画書作成要領によるものとする。																								
一般事項	1. 工事月報	工事工程月報を作成し、監督員に提出すること。																								
	2. 現場管理	現場代理人を責任者とし、関係法令に従って事故の防止に努めるとともに公害、災害の発生の恐れがある場合には、監督員と協議し適切な処置をとること。 労働安全衛生法第30条第2項の規定に基づく特定元方事業者としての指名をする場合がある。また、敷地内の除排雪については、工事の安全確保のため適切に行うこと。																								
	3. 安全衛生管理	隠蔽、埋設工事、スリーブ入れ、主要機器の搬入・据付および試運転調整時には、監督員の立会いの上に行うものとする。																								
	4. 監督員の立合い	主任技術者を配置する場合は、原則として1級又は2級管工事施工管理技士の資格を有する者とする。																								
	5. 主任技術者資格	監督員に提出すること。																								
	6. 監理技術者資格	監理技術者を配置する場合は、建設業法による監理技術者の資格を有する者及び国土交通大臣の登録を受けた講習を受講した者とする。																								
	7. 技能士	職業能力開発促進法第5章による技能検定に合格し資格を有する者とする。 指定職種技能士は1名以上とする。ただし、作業が軽易な場合は監督員と協議の上省略することができる。技能士の適用は下記の指定職種とし、従事する技能士の氏名、職種及び資格の等級別等を監督員に提出すること。(指定職種：冷凍空調調和機器施工、熱絶縁施工、建築板金(ダクト板金)施工、配管施工、厨房設備施工)																								
	8. 臨時検査	発注者の工事施工途中における検査の実施 ○臨時技術検査発注者が必要と認めた場合に行う検査 ○中間技術検査原則各年度1回以上(ただし、複数年度の継続工事において、支払いが発生しない年度については除く)。																								
	一般事項	19. 工事しゅん功時提出書類	次に掲げる書類及び完成図書を提出すること。 (1) 工事しゅん功届(2部)・・・しゅん功日と同日 (2) 諸官庁検査・許可書等(一覽表を作成)・マニフェスト(A＋E票) (3) 工事写真・写真データ (4) しゅん功図○原図部、製本(●A4判3部、●A2判1部)●CADデータ、○A3マイラー原図、●施工図(製本2部) (5) 打合せ記録簿、各種測定表、保証書、社内検査書等(監督員の指示による) なお、受注者は著作物等(工事写真・完成写真等)の利用を、発注者に許諾するものとする。 現場代理人は主要機器等の取扱説明書、付属品、カギ等については、目録を付して建物管理者に引き渡すものとする。使用取扱方法については取扱者に直接説明を行うこと。 設計図書に明記のない場合、または疑いが生じた場合は監督員と協議すること。 (1) 現地での施工開始前に、対象住棟地区の集会所へ施工開始の連絡をすること。 (2) 工事施工の通知書を住棟の各共用階段室1階に掲示し、必要に応じ各戸に配布すること。 (3) 各住戸の工事が完了した時は、入居者より確認印を受けること。(空住宅は、管理者の確認印とする。 (4) 住宅内の工事は必ず入居者立会いのもとで行い、作業工程の調整は、入居者と充分に行い遺漏の無いよう行うこと (5) 入居中での工事となるため、住民とのトラブルや安全対策には十分留意すること。 (6) 玄関前アプローチへの工事車両の乗り入れは厳禁とする。 (7) 作業場内での資材等は、常に整理整頓し事故の防止に努めること。 (1) 施工体制台帳建設業法並びに公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律により、受注者は下請契約を締結する場合には下請金額にかかわらず施工体制台帳を作成し工事現場に備えるとともに、作成後速やかに施工体制台帳の写しを監督員に提出するものとする。その際、資格要件にない免許・資格証等の unnecessary 個人情報 は添付しない。また、施工体制に変更が生じる場合は、その都度、提出するものとする。 なお、施工体制台帳の作成範囲・構成は、「施工体制台帳作成のポイント(札幌市財政局工事管理室)」による。 (2) 施工体系図受注者は、施工体制台帳をもとに施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示するものとする。 (3) 現場の管理受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負を含む)及び元請負の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札を着用させるものとする。																							
		20. 引渡し																								
21. 疑義																										
22. 公営住宅の施工																										
23. 施工体制台帳等																										
24. 建設副産物対策		(1) 受注者は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(建設リサイクル法)の対象となった場合は次の項目に掲げた事項について措置を講ずること。 ①「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」を厳守し、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、生活環境の保全に努めること。 ②工事に着手する前に別途指示する「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を作成し、監督員に説明の上提出するとともに、特定建設資材廃棄物の再生資源化等が完了したときは、実施書によりその実施状況を報告すること。 ③本法律の対象となった場合は、契約等の新たな手続きが必要となるので留意すること。 (2) 受注者は、「建設副産物適正処理推進要綱」を厳守して、建設工事の円滑な施工の確保及び生活環境の保全に努めるものとする。 (3) 受注者は、工事着手時に別途指示する再生資源利用計画書(建設資材を搬入する場合)及び再生資源利用促進計画書(建設副産物を搬出する場合)を作成し、監督員に提出するとともに、工事完了時には、実施書によりその実施状況を報告すること。																								
25. グリーン購入		「札幌市グリーン購入ガイドライン」により環境負荷の低減を考慮した材料等を選定し、グリーン購入の推進に努めること。 資材(材料及び機材を含む)の梱包及び容器は、可能な限り簡易であって、再生利用の容易さ及び廃棄時の環境負荷低減に配慮されたものを使用するよう努めること。																								
26. 建設機械の選定		(1) 建設機械工事に使用する建設機械は以下による。 「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(改正平成13年4月9日国土交通省告示第487号)に基づき、指定された機械を使用すること。 本工事において、以下に示す建設機械を使用する場合は、国土交通省「排出ガス対策型建設機械指定要領」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械及び平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目的で実施された民間開発建設技術審査・証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用するものとする。ただし、道路運送車両法の保安基準に排出ガス基準が定められている自動車の種別で、有効な自動車車検証の交付を受けているものは除く。 その旨を施工計画書に記載し監督員の確認を受けるとともに、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出するものとする。なお、これによりがたい場合は、監督員と協議するものとする。 <table><thead><tr><th>対象機種</th><th>型式</th><th>規格</th></tr></thead><tbody><tr><td>バックホウ</td><td>油圧式クローラ型</td><td>ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5KW以上260KW以下)</td></tr><tr><td>ブルドーザ</td><td>普通、湿地、リッパ装置付</td><td>ホイール型</td></tr><tr><td>トラクターショベル</td><td>普通型</td><td>可搬式、溶接兼用機を含む</td></tr><tr><td>発動発電機</td><td>可搬式、溶接兼用機を含む</td><td>可搬式</td></tr><tr><td>空気圧縮機</td><td>可搬式</td><td>油圧式杭圧入引抜機</td></tr><tr><td>ローラ</td><td>ロードロー、タイロウ、振動ロー</td><td>ローラ</td></tr><tr><td>ホイールクレーン</td><td>ラフテレーンクレーン</td><td></td></tr></tbody></table> (2) 発生材の処理・処分	対象機種	型式	規格	バックホウ	油圧式クローラ型	ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5KW以上260KW以下)	ブルドーザ	普通、湿地、リッパ装置付	ホイール型	トラクターショベル	普通型	可搬式、溶接兼用機を含む	発動発電機	可搬式、溶接兼用機を含む	可搬式	空気圧縮機	可搬式	油圧式杭圧入引抜機	ローラ	ロードロー、タイロウ、振動ロー	ローラ	ホイールクレーン	ラフテレーンクレーン	
対象機種		型式	規格																							
バックホウ		油圧式クローラ型	ディーゼルエンジン (エンジン出力7.5KW以上260KW以下)																							
ブルドーザ	普通、湿地、リッパ装置付	ホイール型																								
トラクターショベル	普通型	可搬式、溶接兼用機を含む																								
発動発電機	可搬式、溶接兼用機を含む	可搬式																								
空気圧縮機	可搬式	油圧式杭圧入引抜機																								
ローラ	ロードロー、タイロウ、振動ロー	ローラ																								
ホイールクレーン	ラフテレーンクレーン																									
27. 発生材の処理・処分	1. 発生材処理・処分に係る関係法令の遵守 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等関係法令を遵守する。 2. 発生材の分別排出時に現場で搬入するリサイクル施設・処理施設に合わせて分別することを原則とする。																									

3. 産業廃棄物運搬・処分

排出事業者(元請人)は、収集運搬業者・処分業者にそれぞれ委託し、書面にて契約をすることを原則とする。
又、運搬・処分にあたってはマニフェストにより明確にすることを原則とする。ただし、アスベスト含有製品の処理については、別項目「アスベスト含有製品の処理等」による。

4. 発生材の処理

本工事で発生する建設副産物の処理方法は下記のとおりとする。また、処理施設については、原則として札幌市内の処理施設とし受入条件等を確認の上、事前に監督員と協議すること。
なお、搬出先等の指定なきものは『産業廃棄物処理業者名簿(URL: http://www.city.sapporo.jp/seiso/jigyousyo/sanhai_meibo/sanhai_meibo.html)』を参照し、適切に処分すること。
(1) 再生資源化施設へ搬出
●アスファルトコンクリート塊
●コンクリート塊・コンクリートブロック
●金属くず
○木くず
○混合廃棄物
○廃石膏ボード
●廃プラスチック類
○蛍光管類
(2) その他の施設へ搬出
○ガラス・陶磁器くず
●汚水(舗装切断汚水)
●汚水(油洗浄水)
○廃油
○廃バッテリー
(3) 建設発生土の処理
●指定地へ搬出(○堆積●敷均し)
搬出先()
○構内指示の場所の運搬(○堆積○敷均し)
(4) 引渡しを要するもの(対象)(調書を作成し、下記場所に保管すること。)
保管場所()
(5) 特別管理産業廃棄物
○引火性廃油○廃強酸○廃強アルカリ○PCB○飛散性アスベスト○その他()
なお、特別管理産業廃棄物の処理にあたっては『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』第12条の2に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を選任し管理させること。
アスベスト含有製品の処理については、別項目「アスベスト含有製品の処理等」による。
(6) 有価金属
有価金属は、下記の業者で処分すること。
①札幌市競争入札参加資格者：物品・役務関係・再生資源関係業者
②廃棄物再生事業登録業者(知事登録)
③金属くず商許可業者(警察許可)
なお、搬出を行った際、領収書又は受入伝票及び許可証等の写しを監督員に提出すること。
○有価金属は、材料引渡しリストを作成し、下記保管場所に保管すること。
(保管場所：)
(7) フロン類の処理
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律を遵守し、適正に処理すること。
(8) 産業廃棄物運搬車両表示
産業廃棄物を自己運搬する際に使用する車両には「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条」により定められた表示を行うとともに、その運搬車に必要な書面を備え付けること。(同法施行規則第7条の2第3項及び第7条の2の2)
アスベストの処理については、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』等の関係法令と併せて『特定粉じん排出等作業における飛散防止対策マニュアル(事業者向け)』(URL: http://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html)に従い必要な措置を講じること。

1. 事前調査等

(1) 施工計画書の作成にあたっては、「アスベスト調査票」並びに「当該施設のしゅん功図等」を貸与するので、図面及び現場の目視調査で施工場所におけるアスベスト及びその他有害物質の有無を確認すること。
また、調査結果については、大気汚染防止法の規定に基づき書面にて発注者に説明するとともに、公衆が見やすいように掲示すること。
(2) アスベスト及びその他有害物質の使用が不明な見え隠れ部分の調査については、保護具を装着して、必要に応じて建材を湿潤に保ちながら手ばらしで行い、新たにアスベスト及びその他有害物質を発見した場合には、速やかに作業を中止し、監督員と施工方法等について協議すること。
(3) 調査結果の報告等
事前調査が完了した際は、石棉障害予防規則及び大気汚染防止法に基づき、以下の通り各種報告等を行うこと。
①監督員に事前調査の結果等を書面で交付し、説明すること。
②労働基準監督署及び札幌市(環境局)に事前調査の結果等について報告を行うこと。
③事前調査の結果等については、公衆にみやすいように掲示すること。

2. アスベスト含有製品の処理等

(1) アスベスト含有製品の仕様
○機器類(機種：)
○耐火二層管
●フランジパッキン(煙道、配管)
※パッキンはフランジを付けたまま切り離し、非飛散性アスベストとして適切に処理すること。
○ダクトパッキン
○外壁塗装下地調整材
○内壁塗装下地調整材
処理を行う範囲は、図示による。
●基礎モルタル仕上げ面
(2) 施工調査
アスベスト含有製品の撤去にあたり、あらかじめ事前の施工調査を次の事項について行う。調査結果は、図面により記録し、監督員に提出する。
①アスベスト含有製品使用部位の確認
②アスベスト含有製品の種類、厚さ等の確認
③アスベスト含有製品使用数量の確認
④施工範囲等の確認
なお、含有製品の使用部位、種別または使用範囲等に変更が生じた場合は、監督員と協議のこと。
(3) 作業管理者
「石綿作業主任技能講習修了者」、又は「平成18年3月以前の特定化学物質等作業主任者」の資格を有する作業管理者を選任し管理させること(作業時、調査時等)。
(4) 作業標準
アスベスト含有製品処理作業の標準
①アスベスト含有製品の撤去
(ア)アスベスト含有製品の撤去は、内装材及び外部建具等の撤去に先がけて行う。
(イ)建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉じんが外部に飛散する恐れがある箇所を、ビニールシート等で塞ぐものとする。
(ウ)アスベスト含有製品の撤去は、可能な限り破損又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト含有製品を撤去する場合は、出来る限り原形のまま撤去する。
(エ)撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト含有製品を常に湿潤な状態として作業を行う。
(オ)撤去作業者には、防じんマスク、防護めがね及び作業衣を着用させる。
(カ)撤去作業後、アスベスト含有製品の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉じんが残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。
②アスベスト含有製品の集積、運搬等
(ア)撤去したアスベスト含有製品の集積及び積み込みにあたっては、高所より投下しないことその他、粉じんの飛散防止に努める。
(イ)細かく破砕されたアスベスト含有製品は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋に入れる等の、飛散防止の措置を講じる。
(ウ)撤去したアスベスト含有製品を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。
また、保管場所には、アスベスト含有製品と保管場所であることの表示を行う。
(エ)アスベスト含有製品の運搬にあたっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
(オ)アスベスト含有製品の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。
③アスベスト含有製品の処分等
(ア)本工事で発生するアスベスト含有製品は、下記で示す処分施設で処分する。なお、変更が生じた場合は監督員と協議のこと。
(調書を監督員に提出する)
マニフェストには、アスベスト含有製品であることを明示する。
○飛散性アスベスト受入先(参考)・山口処理場(手稲区手稲山364番地)
●非飛散性アスベスト受入先(参考)・角山開発㈱(江別市角山425番地)
(イ)撤去されたアスベスト含有製品の処分が完了した場合は、マニフェストを監督員に提出し、処分が確実に行われたことの確認を受ける。

(一財)札幌市住宅管理公社 保全部 設備課 機械係

令和7年4月

工事名
藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

図面名
特記仕様書 1

図番
01/37

29.揮発性有機化合物対策

揮発性有機化合物が含有しているおそれのある材料については安全データシート等により確認を行い、極力揮発性有機化合物が少ない材料、または含有していない材料の使用に努めること。
使用する材料はF☆☆☆☆等の規制対象外材料を基本とし、該当する材料がない場合は、F☆☆☆☆又は同等品とすること。
また、施工時・完了後引渡し前においては、揮発性有機化合物の放散を促進するため、繰り返し換気を行わなければならない。

30.揮発性有機化合物の室内濃度

測定対象工事の受注者は、検査機関（計量法第122条に定める計量士を配置し、計量法第107条に定める計量証明事業登録を行っている機関）に依頼し揮発性有機化合物の室内濃度測定を行い、基準値以下であることを確認の上、測定結果の報告書等を監督員に提出しなければならない。
(1)測定物質ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレン、パラジクロロベンゼン
(2)測定方法札幌市公共建築物シックハウス対策指針及び同解説に基づき、拡散法（パッシブ法）より測定する。
(3)測定時期及び箇所（測定位置等は監督員と協議のこと）
○施工前 箇所 ○施工後 箇所

31.その他

1.一般事項の内、監督員が不要と指示したものは省略できる。
2.計量単位は国際単位系（SI単位）とする。
3.工事の施工にあたって、札幌市の「環境方針」「札幌市公共建築物環境配慮ガイドライン」の意図を理解し、環境に配慮した施工に努めること。
4.当該工事における適用法令等を遵守し、必要となる法令等を特定した上で、その一覧（適用法令・要領・要綱・指針・基準・届出時期等）を作成し施工計画書に明示すること。また、監督員に法令等の遵守状況を月報等で報告し、しゅん功時には届出書(写)を提出すること。
5.当該工事における苦情への対応及び報告書について、施工計画書に明示すること。また、監督員にその都度報告し指示を受けること。しゅん功時には報告書(写)を提出すること。
6.受注者は、電波法令を遵守し、不法無線局（電波法に規定する免許または登録をせずに開設する無線局 例：不法アマチュア局、外国製無線機（FRS／GMR S）など）及び無線局の違法な運用（免許または登録を受けていながら、電波法の範囲を逸脱して使用することなど 例：アマチュア局を使用した業務連絡など）を行ってはならない。
7.交通安全管理公道等において工事を行う場合は、必要な保安施設を設置し、交通安全に努めること。なお、必要に応じて交通誘導警備員を配置するが、北海道公安委員会が認定する路線における工事現場には、一級又は二級検定合格警備員を交通誘導警備員として配置する。
8.酸欠等作業場所第1種、第2種酸欠場所においては、法律等関係法令を遵守し安全に努めること。
9.火気の使用場所においては、確実に消火の確認を行い安全に努めること。
10.高所作業における落下、転倒事故防止に努めること。
11.現場代理人は、作業員に対し腕章、名札等を着用させその身分を明確にしなければならない。
12.作業員の服装、言動には十分留意すること。
13.公衆災害の防止及び安全管理について施工範囲の埋設物に十分注意し、「建築工事安全施工技術指針」及び「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守すること。

32.工事記録写真撮影要領

1.工事記録写真
(1)工事記録写真については、機械設備工事記録写真撮影要領（機械設備工事提出書類、様式集及び施工要領集）（平成25年版）、営繕工事写真撮影要領（工事契約日時点の最新版を適用）による。
印刷等の出力については①プリンターはフルカラーで300dpi以上 ②用紙・インク等は通常の使用条件のもとで3年間程度顕著な劣化が生じないものを使用する。
また、デジタルカメラ使用の場合は記録画素数を1280×960以上とする。
(2)小黑板

33.工事標識

工事に先立ち監督員の指示により設置する。

800

850

20200

36

工事名

工事

工事期間

年月日～年月日

施工者

会社

代表者名

TEL

担当

(一財)札幌市住宅管理公社
保全部設備課機械係

TEL 211-3384

表面材

着色カラー鉄板白色 0.35mm厚さ

文字塗装は黒色フタル酸樹脂系エナメル

●空調設備

1.空調方式
2.熱源
3.熱媒体
4.設計空気条件

○全空気式
○空気-水式
○水方式
○重油
○灯油
○都市ガス
○液化石油ガス
○地域暖房
○木質ペレット
○温水
○温水
○高温水
○温風

外気

D.B

R.H

室内

D.B

R.H

夏

冬

5.暖房機器及び付属品

6.冷房機器及び付属品

7.放熱器

8.風道

9.弁類

10.管種

11.保温

12.管内洗浄

●冷房設備

○ベースボードヒーター
○コンベクター
○ファンコンベクター
○パネルヒーター
○ファンコイルユニット
○FF暖房機
●パッケージエアコン
○ガスヒートポンプ
(1)種別
(2)種類
○鉄板製
○円形
○アングル工法
○コーナーボルト工法
○共板工法
○スライド工法
(スパイラル)
○グラスウール製
○アルミ製
○青銅製
○鋳鉄製
○鋳鋼製
○ダクタイル製
○ステンレス製
○配管用炭素鋼鋼管(○黒○白)
○一般配管用ステンレス鋼鋼管
○鋼管(○L型○M型)
●冷媒用被覆銅管
○ポリブデン管
○硬質塩化ビニルライニング鋼管(○黒○白)
保温防露塗装特記仕様書による。
配管施工中に管内に入ったゴミ、切削屑等の不純物を完全に除去すること。管内洗浄は系の配管施工(圧力試験迄)完了後、放熱器等の手前でバイパス等を組み、系全体の洗浄を行い、その記録を報告書として提出すること。

●自動制御設備

1.制御方式
2.中央監視制御
3.配管・配線等

●電気式
○空気式
○電子式
○デジタル式
○あり
●無し
配管、配線図は参考とする。

●換気(排煙設備含む)

1.方式
2.風道

○中央
●局所式
(1)種別
(2)種類
●鉄板製
○円形
○アングル工法
○コーナーボルト工法
○共板工法
○スライド工法
(スパイラル)
●グラスウール製
○アルミ製

3.送風機

●屋外給水設備

●屋内給水設備

1.水源
2.給水方式
3.水栓
4.量水器
5.量水器筐
6.弁類
7.管種

●上水
○その他()
○直結式
○高置水槽式
○圧力タンク式
●インバータ制御方式
○直結加圧方式
JIS規格品及びJWWA認証品等とする。
●直結型
○遠隔型(○貸与品○買い取り)
○水道事業者指定品
○その他
JIS(○5K●10K) 〇管端コア付
○水道用鋳鉄管
○水道用鋼管
○水道用硬質ポリ塩化ビニル管
●水道用ポリエチレン二層管
●水道用ステンレス鋼鋼管
●一般配管用ステンレス鋼鋼管
○水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管(○白○黒)
○管端防食継手
図内機器表による。
●FRP複合パネル(○メ-カ-標準仕様 〇国土交通省仕様 ●札幌市仕様)
○躯体ビット
図内機器表による。
○付属品(○標準仕様 〇国土交通省仕様)
札幌市水道局給水装置工事設計施工指針による。
保温防露塗装特記仕様書による。
●飲料用水槽内部薬品洗浄 ●管内洗浄(高周波法等)
●12項目 〇16項目
○要(別途)
受水槽以降も、飲料水系統の給水装置は、「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」(平成9年厚生省令第14号)の鉛浸出性能基準を適用する。

8.管端防食

9.水槽

10.給水ポンプ

11.埋設管深度

12.防露

13.洗浄

14.水質検査

15.水道加入金

16.その他

●屋外排水設備

●屋内排水設備

1.下水処理区域
2.排水方式
3.管種

●合流
○分流
●自然流下
○ポンプアップ
○排水用鋳鉄管
●硬質ポリ塩化ビニル管
○リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管(○RFVP 〇RS-VU 〇REP-VU)
○遠心力鉄筋コンクリート管
○鉛管
○鉄筋コンクリート管
●配管用炭素鋼鋼管(白)
○耐火二層管
○排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管
○排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管
○排水用硬質塩化ビニルコーティング鋼管
○コンクリート
○硬質塩化ビニル
図内機器表による。
付属品(○標準仕様 〇国土交通省仕様)
保温防露塗装特記仕様書による。
○要(別途)

4.樹類

5.排水ポンプ

6.防露

7.排水負担金

●給湯設備

1.給湯方式
2.熱源
3.管種

●中央式
●局所式
○重油
●灯油
○電気
○都市ガス
●液化石油ガス
○地域暖房
○水道用銅管(○L型○M型)
○被覆銅管(○L型○M型)
●一般配管用ステンレス鋼鋼管
○水道用耐熱性塩化ビニルライニング鋼管
JIS(○5K●10K) 〇管端コア付

4.弁類

5.給湯機器及び付属品

6.保温

7.洗浄

○消火設備

1.防火対象物の種別
2.消火方式
3.消火機器
4.管種

消防法施工令別表第Ⅰ項()
○屋内消火栓(○1号○易操作1号 〇2号 〇広範囲2号)
○スプリンクラー
○二酸化炭素消火
○粉末消火
○連結送水管
○連結散水
○その他
図内機器表による。
○配管用炭素鋼鋼管(白)JIS G 3452
○圧力配管用炭素鋼鋼管(縦目無鋼管)JIS G 3454
○消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 WSP 041
○一般配管用ステンレス鋼管 JIS G 3448
○配管用ステンレス鋼管 JIS G 3459
○消火用ポリエチレン管(消防庁告示適合品)
○JIS 10K 〇16K(消防評定品)
保温防露塗装特記仕様書による。
消防法及び関係法令による。

●給油設備

1.種別
2.管種
3.弁類
4.油槽及び機械類
5.施工

○A重油
●灯油
○配管用炭素鋼鋼管(黒)
○銅管
●被覆銅管
○鋳鉄製
○ダクタイル製
○青銅製
○鋳鋼製
図内機器表による。
消防法及び関係法令による。

●ガス設備

1.種別
2.機器
3.管種

○都市ガス(13A)
●液化石油ガス(●集中 〇個別)
図内機器表による。
●配管用炭素鋼鋼管(白)
○圧力配管用炭素鋼鋼管
○ポリエチレン被覆銅管
○硬質塩化ビニル被覆銅管
○ダクタイル鋳鉄管
○ガス供給者指定管
●ガス供給者指定管
○標準仕様
○都市ガス供給者の責任施工とする。
●液化石油ガス設備士の資格を有すること。
○要(別途)

4.給排気管

5.施工

6.接続負担金

(一財)札幌市住宅管理公社 保全部

設備課 機械係

令和 7年 4月

工事名
図面名

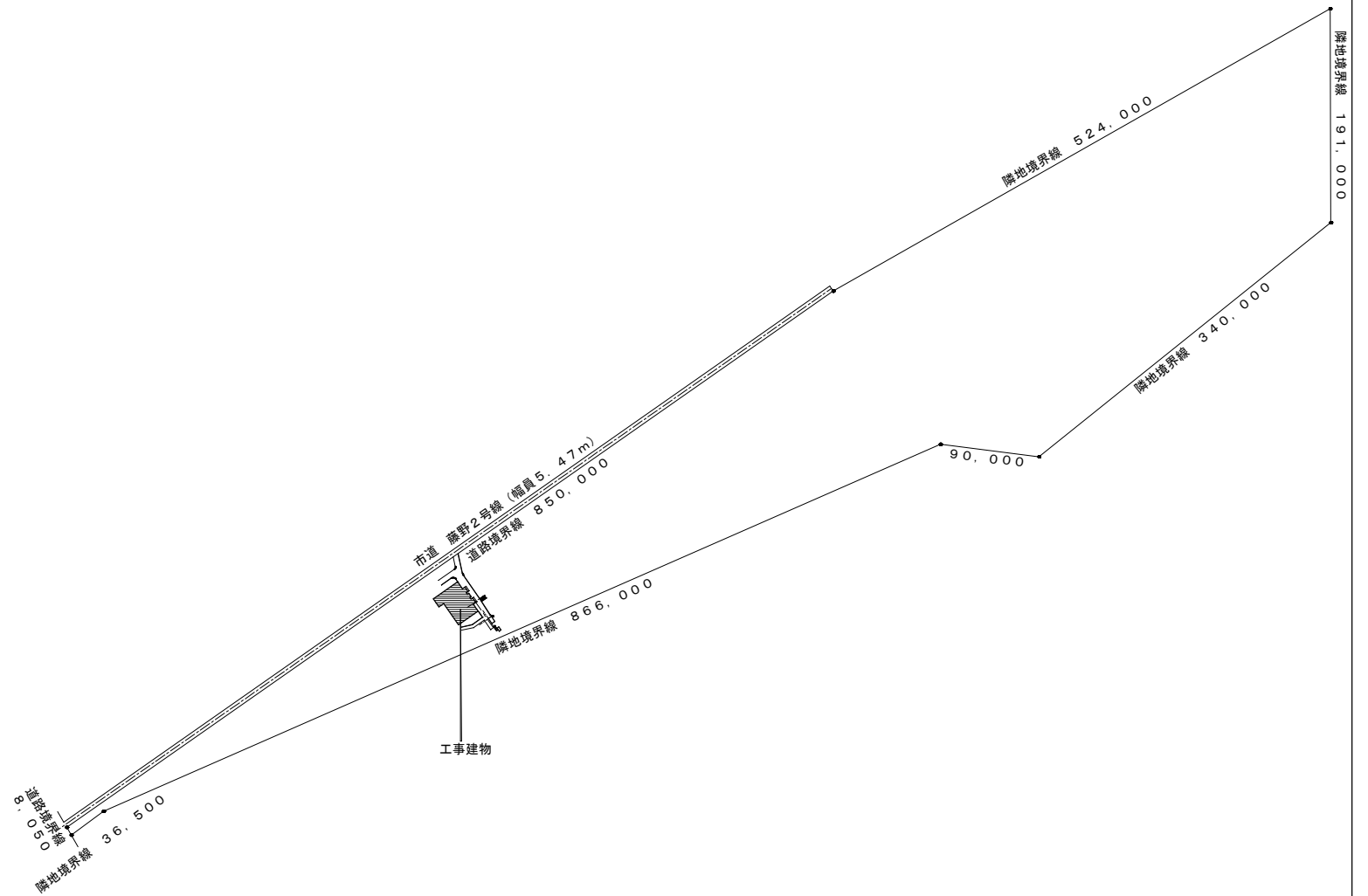
藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事
特記仕様書 2

図番
02
37

[illegible]



付近見取図 S=1/5000



屋外配置図 S=1/3000



TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事(石)登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀美夫

承認
三嶋

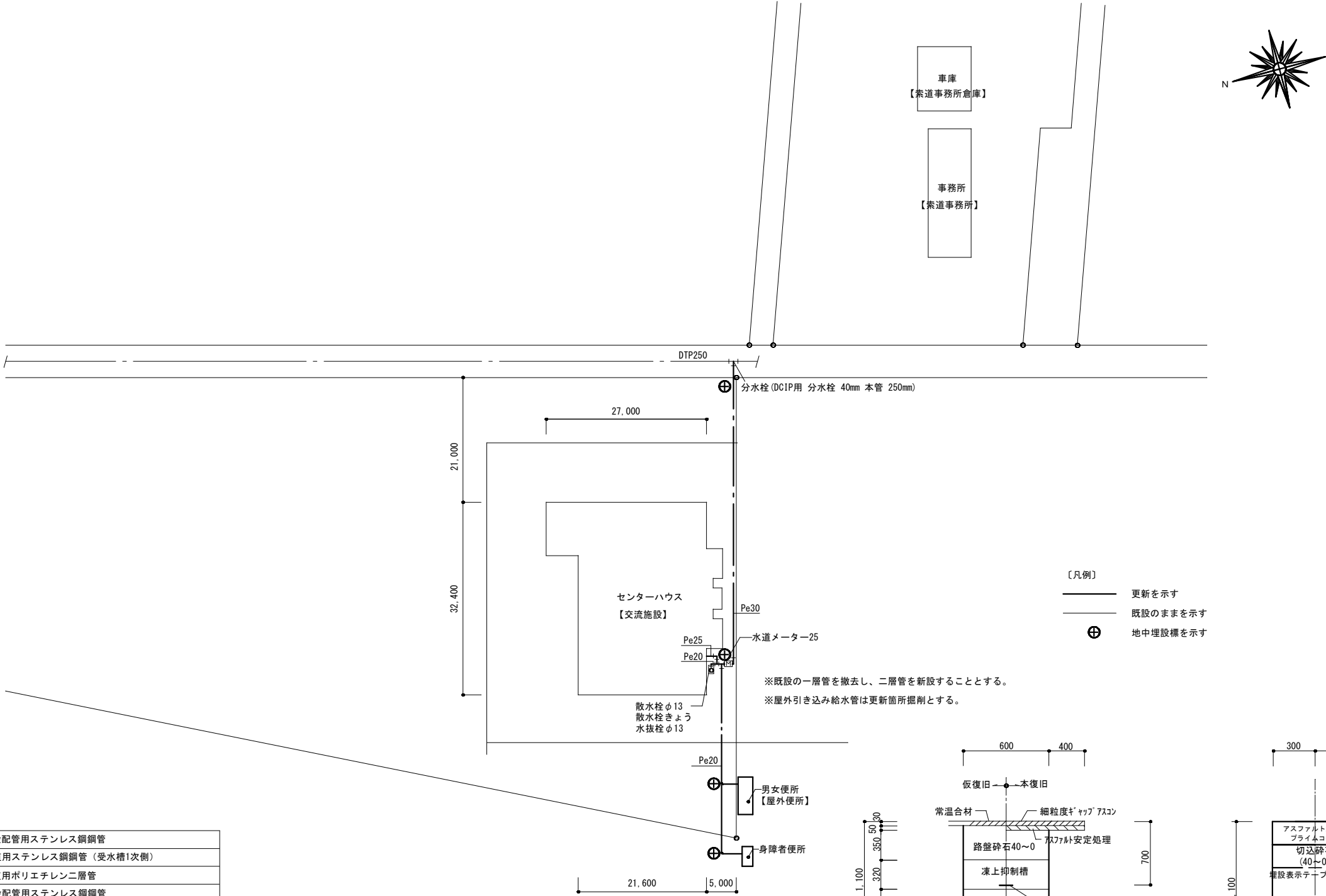
設計
三嶋

担当
三嶋

縮尺 A1: S=1/5000, 3000
A3: S=1/10000, 1/6000
設計年月日
令和5年10月

工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

図面名称 配置図・付近見取図

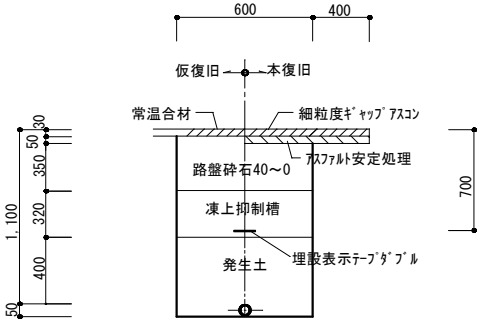


配管凡例		
給水管	— — — — — SU	一般配管用ステンレス鋼管
	— — — — — SU	水道用ステンレス鋼管（受水槽1次側）
	— — — — — Pe	水道用ポリエチレン二層管
給湯管	— — — — — SU	一般配管用ステンレス鋼管
	— — — — — SU	一般配管用ステンレス鋼管
排水管	— — — — — A	配管用炭素鋼管（白）
	— — — — — VP	硬質ポリ塩化ビニル管（ビット内）
通気管	— — — — — VP	硬質ポリ塩化ビニル管
給油管	— — — — — O	被覆銅管
ガス管	— — — — — G	配管用炭素鋼管（白）
冷媒管	— — — — — RR/R	冷媒用断熱材被覆銅管
ドレン管	— — — — — D	硬質塩化ビニル管（VP）

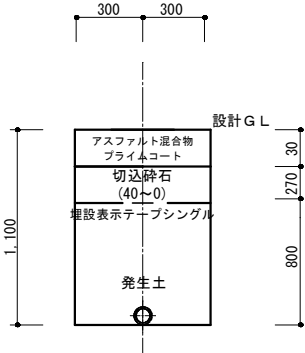
屋外配置図 S = 1 / 4 0 0

- [凡例]
- 更新を示す
 - 既設のままを示す
 - ⊕ 地中埋設標を示す

※既設の一層管を撤去し、二層管を新設することとする。
※屋外引き込み給水管は更新箇所掘削とする。



管路（車道）掘削断面図 No Scale



管路（敷地内）掘削断面図 No Scale



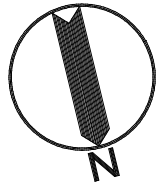
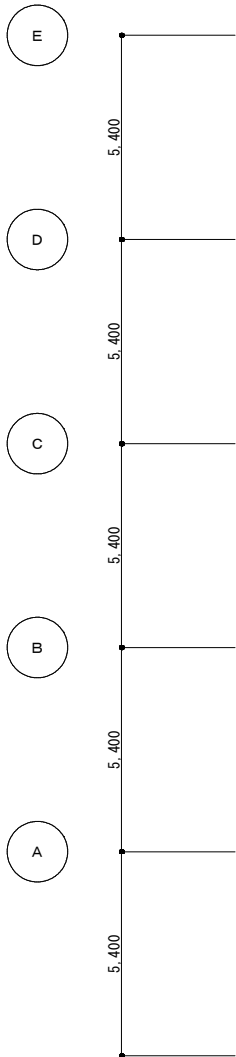
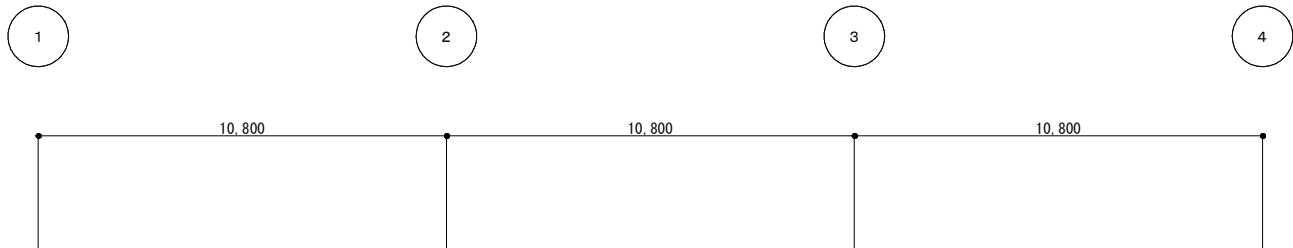
塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事（石）登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀美夫

承認	設計	担当
三嶋	三嶋	三嶋

縮尺	A1: S=1/400 A3: S=1/800
設計年月日	令和5年10月

工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

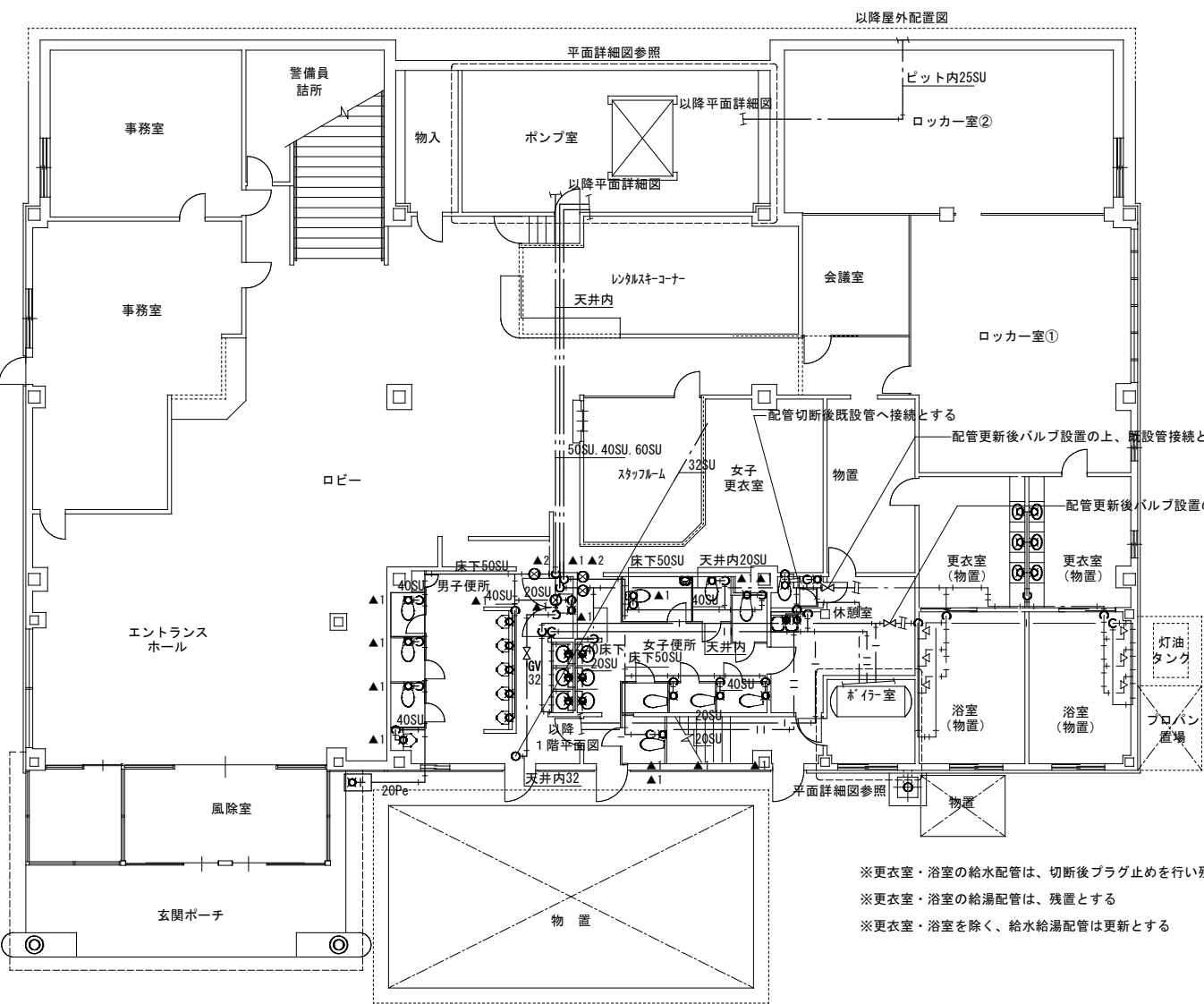
図面名称 屋外配置図



器 具 表

室名	機器名称	仕様	個数	備考・参考型式
男子便所	洋風大便器	FV、床給水、温水洗浄便座、1φ x 100V x 310W	3	更新 CFS494MNHNS
	小便器	大型床置、FV（センサー一体型 AC100V）、汚垂板	6	更新 UFS910JS
	洗面器	台付自動混合水栓、床給水、Sトラップ	3	更新 LS351C
	掃除用流し	Sトラップ、水栓	1	更新 SK22A
女子便所	洋風大便器	FV、床給水、温水洗浄便座、1φ x 100V x 310W	7	更新 CFS494MNHNS
	洗面器	台付自動混合水栓、床給水、Sトラップ	3	更新 LS351C
休憩室	横水栓	F5、13mm	2	更新
	洗濯機用横水栓	13mm	1	更新 T130AUN13C
	洗濯機パン	トラップ付	1	更新 PWP800N2W
	洋風大便器		1	残置
屋外	散水栓	自動接手付横水栓13φ、伸縮式水抜栓20φ x 1000H 鋳鉄製散水栓ボックス（鍵付）	1	更新

衛生器具はTOTOの参考型番を示す



〔凡例〕
更新を示す
既設のままを示す

機械はつりサイズ凡例	
記号	コア抜きサイズ
▲1	75φ x 150L
▲2	100φ x 150L

地下1階平面図 S=1/100



TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事（石）登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀実夫

承認
三嶋

設計
三嶋

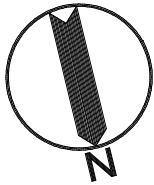
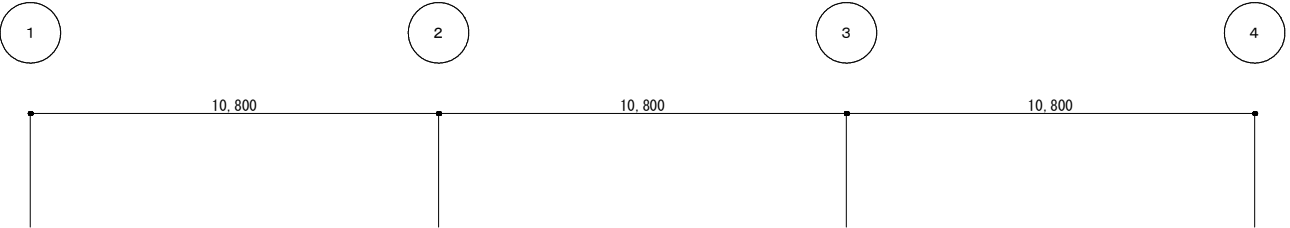
担当
三嶋

縮尺 A1: S=1/100
A3: S=1/200
設計年月日
令和5年10月

工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

図面名称 地下1階平面図（給水・給湯設備）（改修）

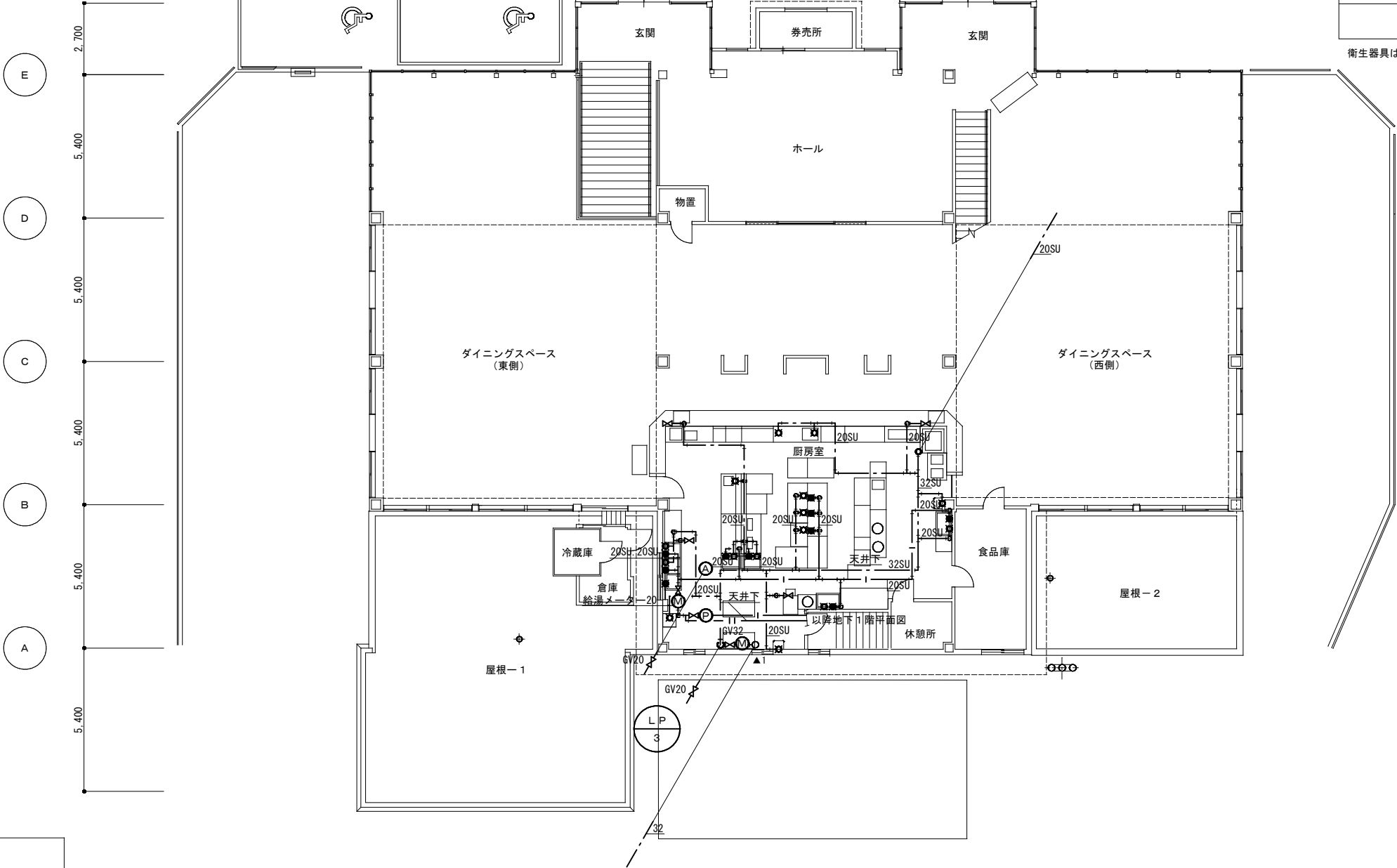
06
No. 37



器 具 表

室名	機器名称	仕様	個数	備考・参考型式
厨房室	壁掛手洗器	水石 繰入れ付	2	更新 L300DM
	ガス瞬間式湯沸器	16号、FF式、給排気筒	1	更新
	横水栓	F5、13mm	22	更新 T130AUN13C
	洗濯機用横水栓	13mm	1	更新 TW11RF
	洗濯機パン	排水トラップ	1	更新 PWP800N2W

衛生器具はTOTOの参考型番を示す



〔凡例〕
—— 更新を示す
—— 既設のままを示す

機械はつりサイズ凡例	
記号	コア抜きサイズ
▲1	75φ×150L

機 器 表

記号	機器名称	仕 様	備 考	数量
L P - 3	給湯循環ポンプ	25mm×25mm、出力0.1 kW、25L/min、1φ 100V 75W	更新	1

1階平面図 S=1/100



TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

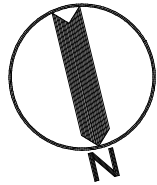
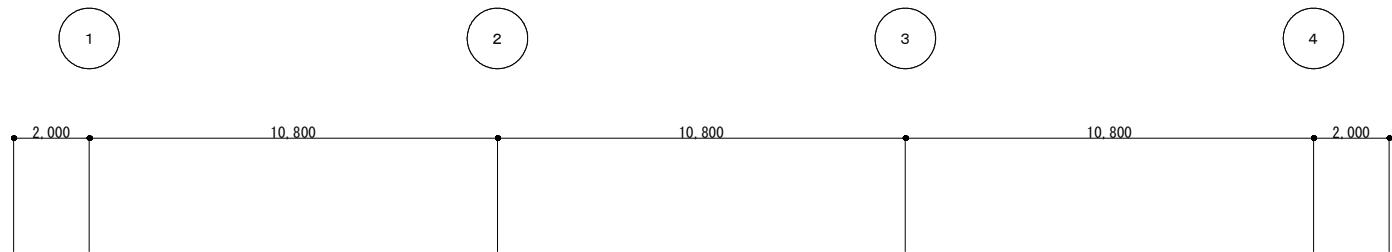
塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事（石）登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀美夫

承認	設計	担当
三嶋	三嶋	三嶋

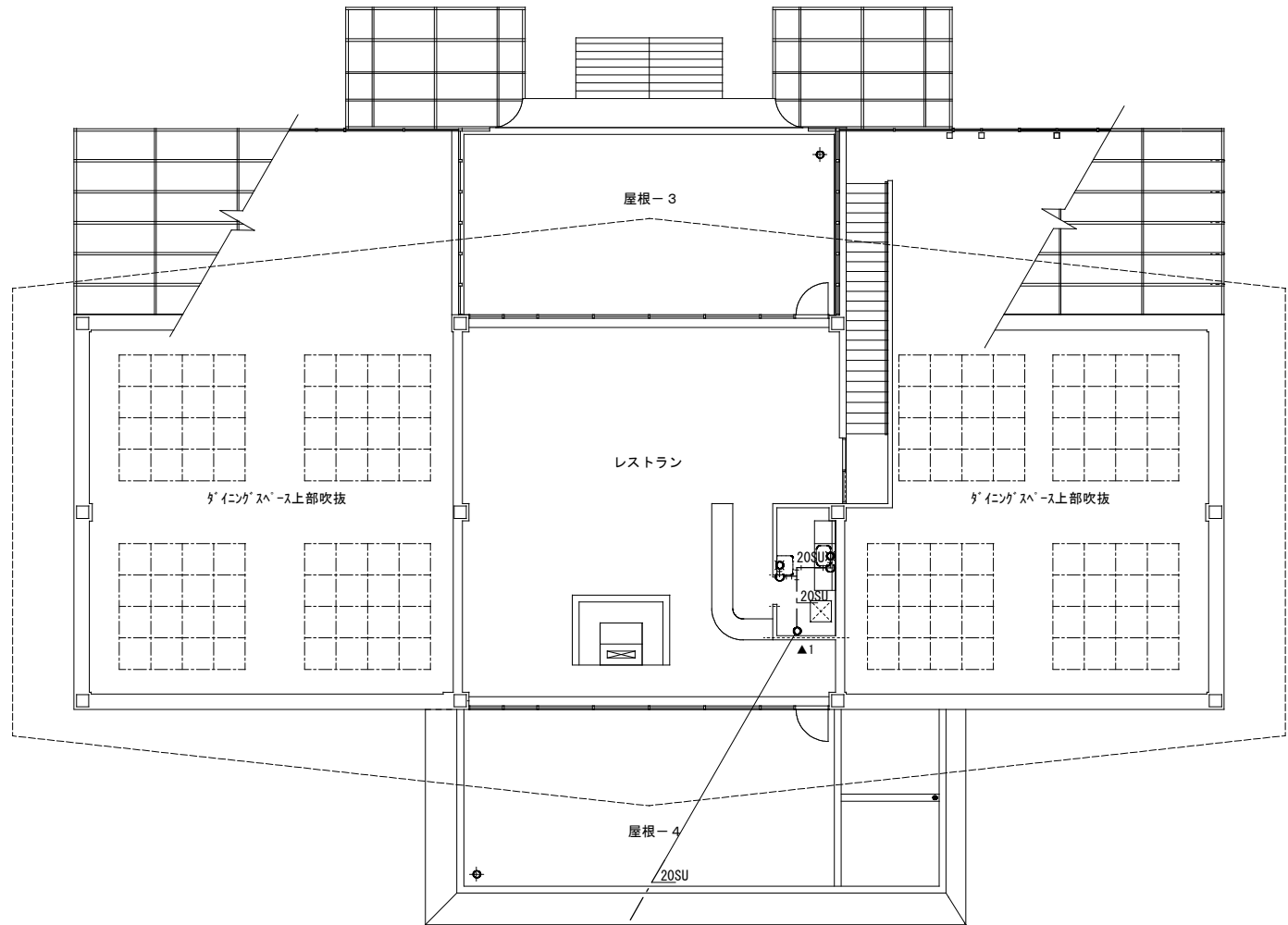
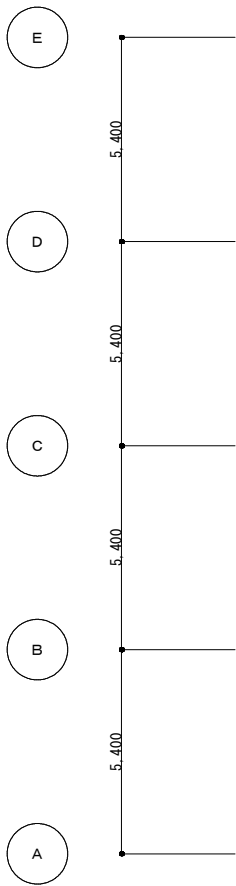
縮尺	A1: S=1/100 A3: S=1/200
設計年月日	令和5年10月

工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

図面名称 1階平面図（給水・給湯設備）（改修）



器 具 表				
室名	機器名称	仕様	個数	備考・参考型式
レストラン	壁掛手洗器	—	1	更新 L30D
	横水栓	F5、13mm	1	更新



〔凡例〕
—— 更新を示す
—— 既設のままを示す

機械はつりサイズ凡例	
記号	コア抜きサイズ
▲1	75φ×150L

2階平面図 S=1／100



TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事（石）登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀実夫

承認
三嶋

設計
三嶋

担当
三嶋

縮尺 A1: S=1/100
A3: S=1/200
設計年月日
令和5年10月

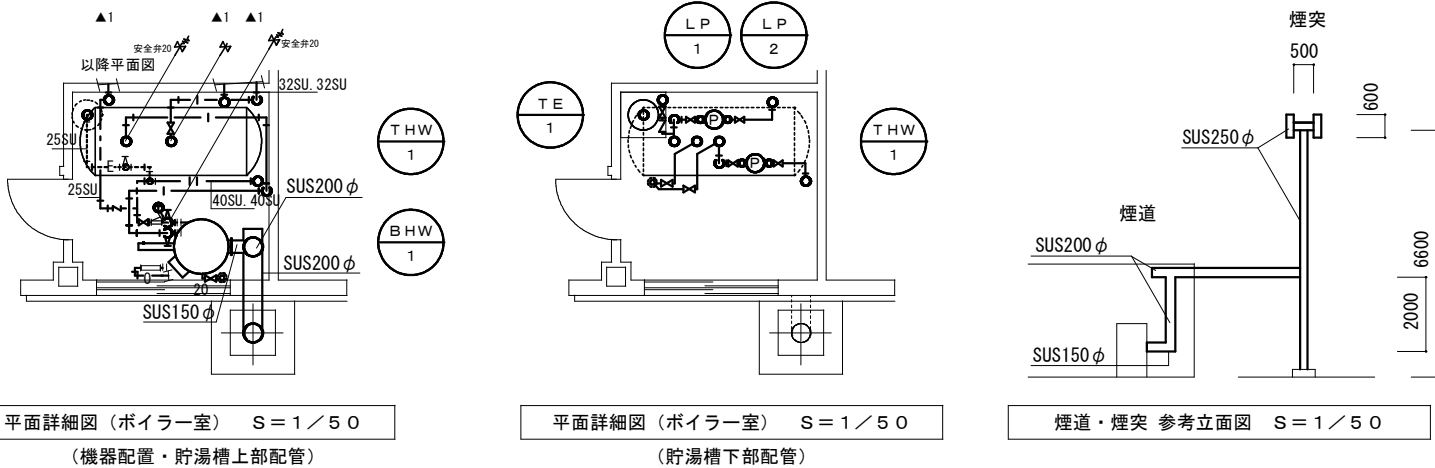
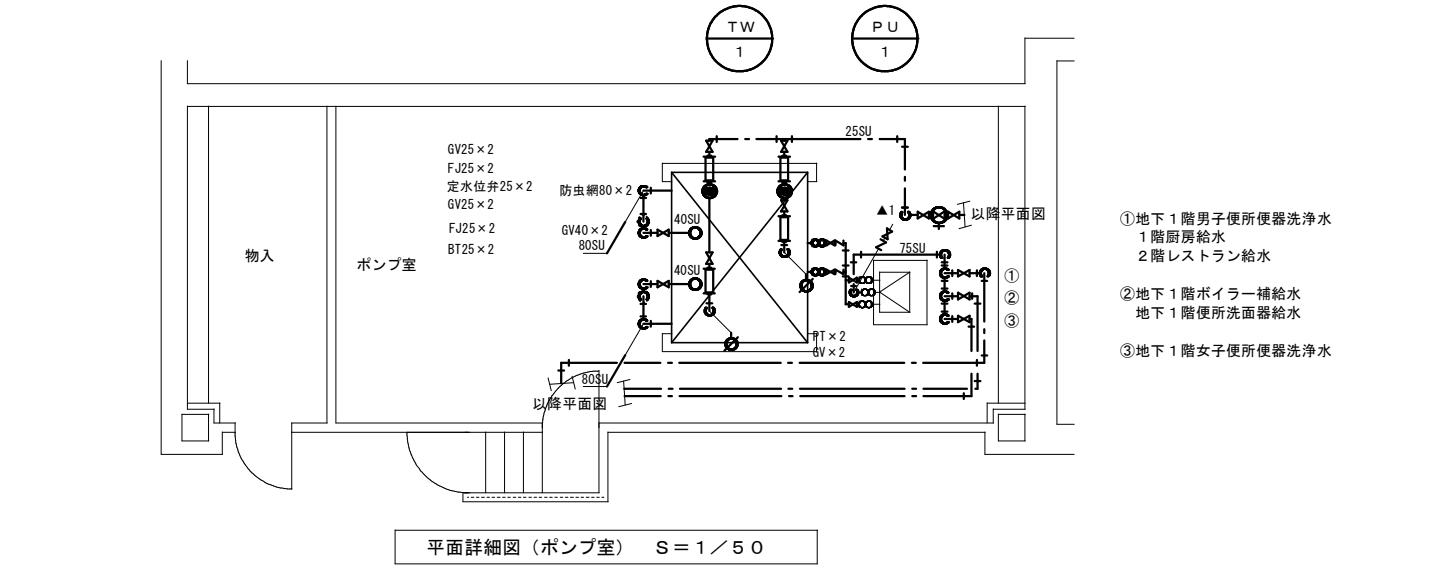
工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

図面名称 2階平面図（給水・給湯設備）（改修）

機 器 表				
記号	機器名称	仕 様	備 考	数量
TW-1	受水槽	3.0TON、1.5×2.0×1.0H、FRP製、耐震2/3G、2層式	更新 コンクリート基礎再使用	1
PU-1	給水ポンプユニット	インバータ給水方式、630L/min×23m、3φ 200V 2.2kW×2	既設	(1)
		推定末端圧力一定制御、並列交互運転、圧力計付		

機 器 表				
記号	機器名称	仕 様	備 考	数量
THW-1	貯 湯 槽	横型、貯湯量800L	更新 コンクリート基礎再使用	1
BHW-1	給湯ボイラー	真空式温水発生機、給湯1回路、定格出力116kW、燃料消費量14.0L/h（灯油）、3φ 200V 0.54kW	更新 コンクリート基礎再使用	1
TE-1	膨張タンク	タンク容量39.0L、最大使用受水量23.0L、最高使用温度95.0℃、最高使用圧力0.50MPa	更新 コンクリート基礎再使用	1
LP-1	給湯循環ポンプ	ステンレス製、20mm×20mm、出力0.1 kW、0.05m3/min、1φ 100V 190W	更新	1
LP-2	給湯循環ポンプ	ステンレス製、25mm×25mm、出力0.15kW、0.08m3/min、1φ 100V 220W	更新	1

※電気容量は参考値とする。

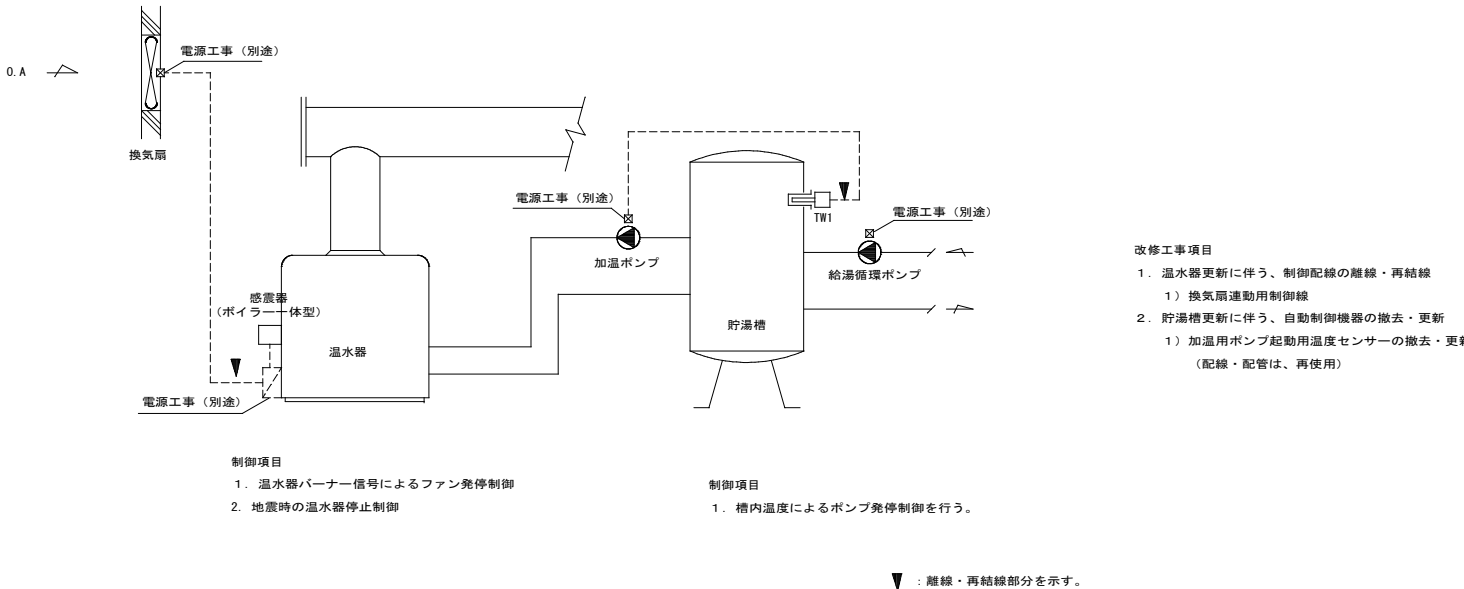


機械はつりサイズ凡例	
記号	コア抜きサイズ
▲1	75φ×150L

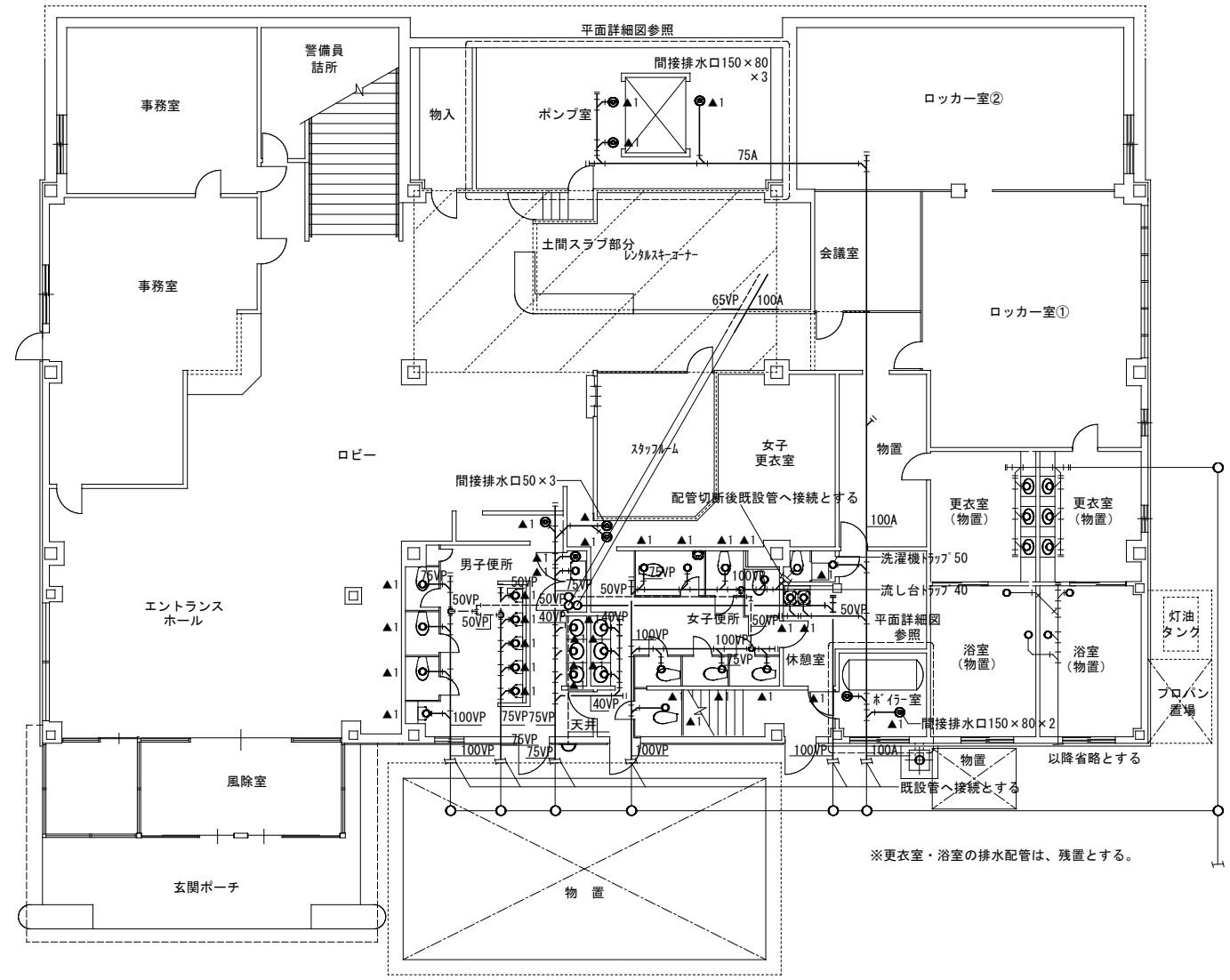
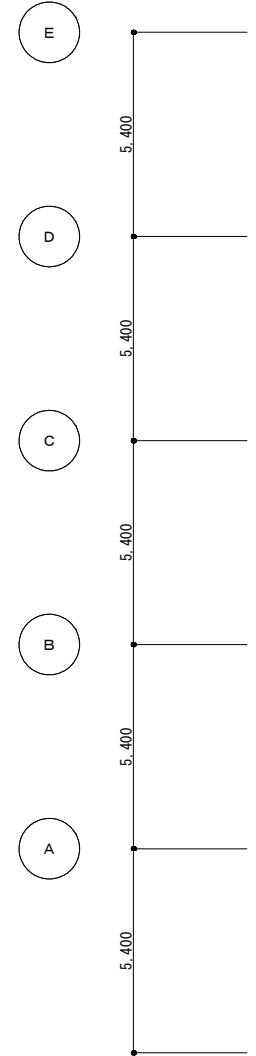
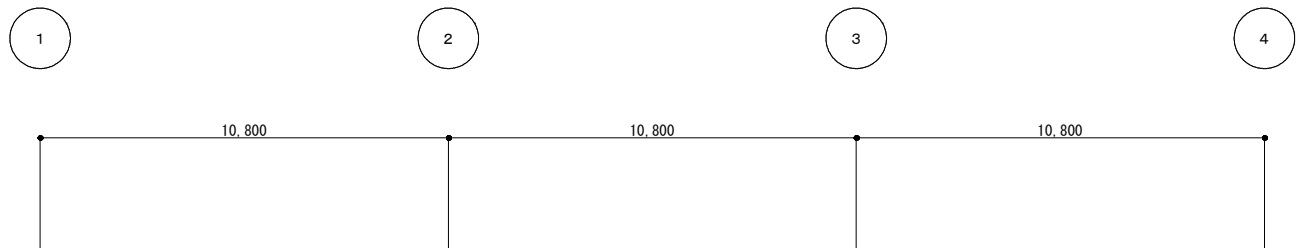
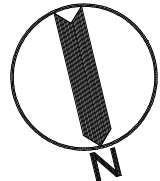
- 〔凡例〕
- 更新を示す
 - 既設のままを示す

自動制御設備図 S=No Scale

自動制御機器表			
記 号	名 称	形 番	備 考
TW1	配管用温度調節器	TY6801Z	二位置、保護管付 ブリカ&コネクター #17 WP



- 改修工事項目
1. 温水器更新に伴う、制御配線の離線・再結線
1) 換気扇連動用制御線
 2. 貯湯槽更新に伴う、自動制御機器の撤去・更新
1) 加温用ポンプ起動用温度センサーの撤去・更新
(配線・配管は、再使用)



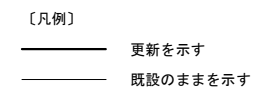
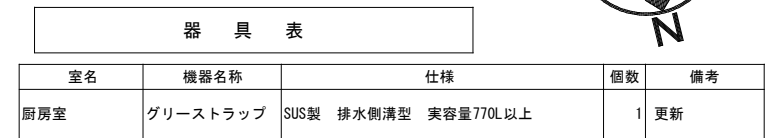
〔凡例〕

更新を示す

既設のまます

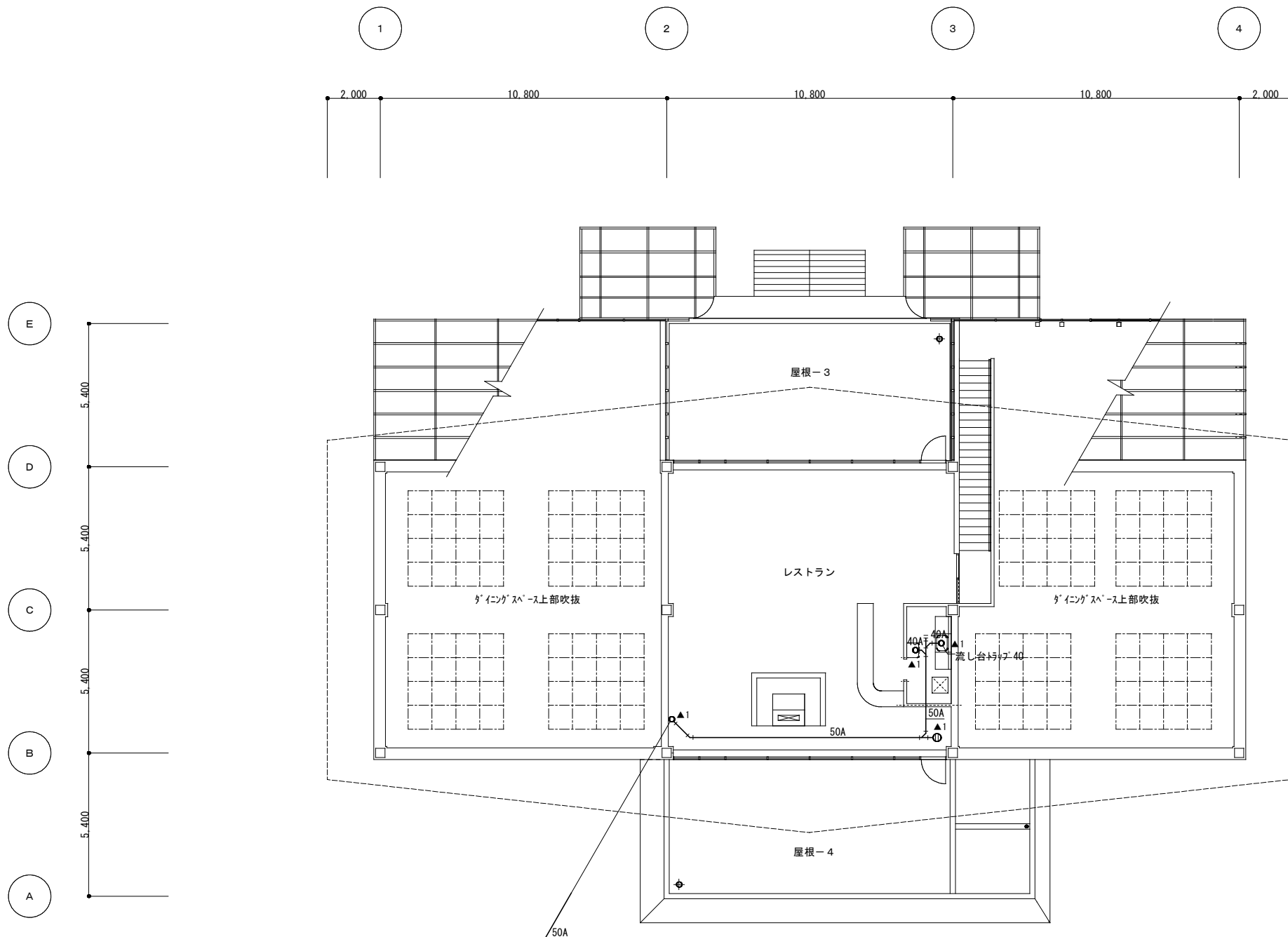
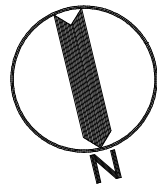
機械はつりサイズ凡例	
記号	コア抜きサイズ
▲1	100φ×150L

地下1階平面図 S=1/100



機械はつりサイズ凡例	
記号	コア抜きサイズ
▲1	100φ×150L

1 階平面図 $S = 1 / 100$



- 〔凡例〕
- 更新を示す
 - 既設のままを示す

機械はつりサイズ凡例	
記号	コア抜きサイズ
▲1	100φ×150L

2階平面図 S=1/100

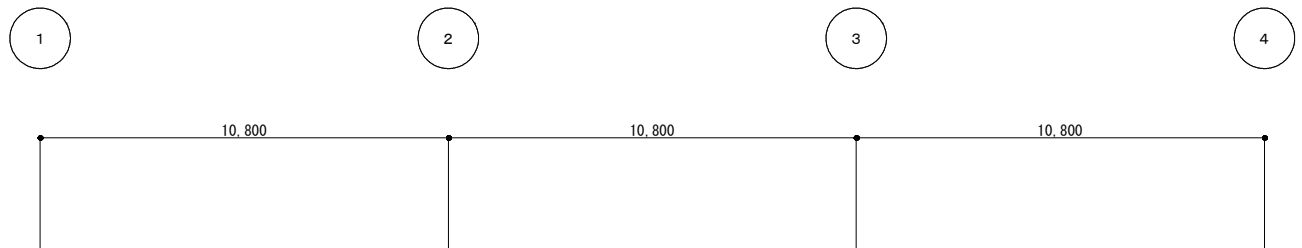
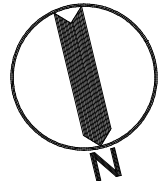


塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事(石)登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀美夫

承認	設計	担当
三嶋	三嶋	三嶋

縮尺	A1: S=1/100 A3: S=1/200
設計年月日	令和5年10月

工事名称	藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事
図面名称	2階平面図(排水設備)(改修)



事務室
天井埋込換気扇
150φ×270m3/h
1φ 100V 16.5W

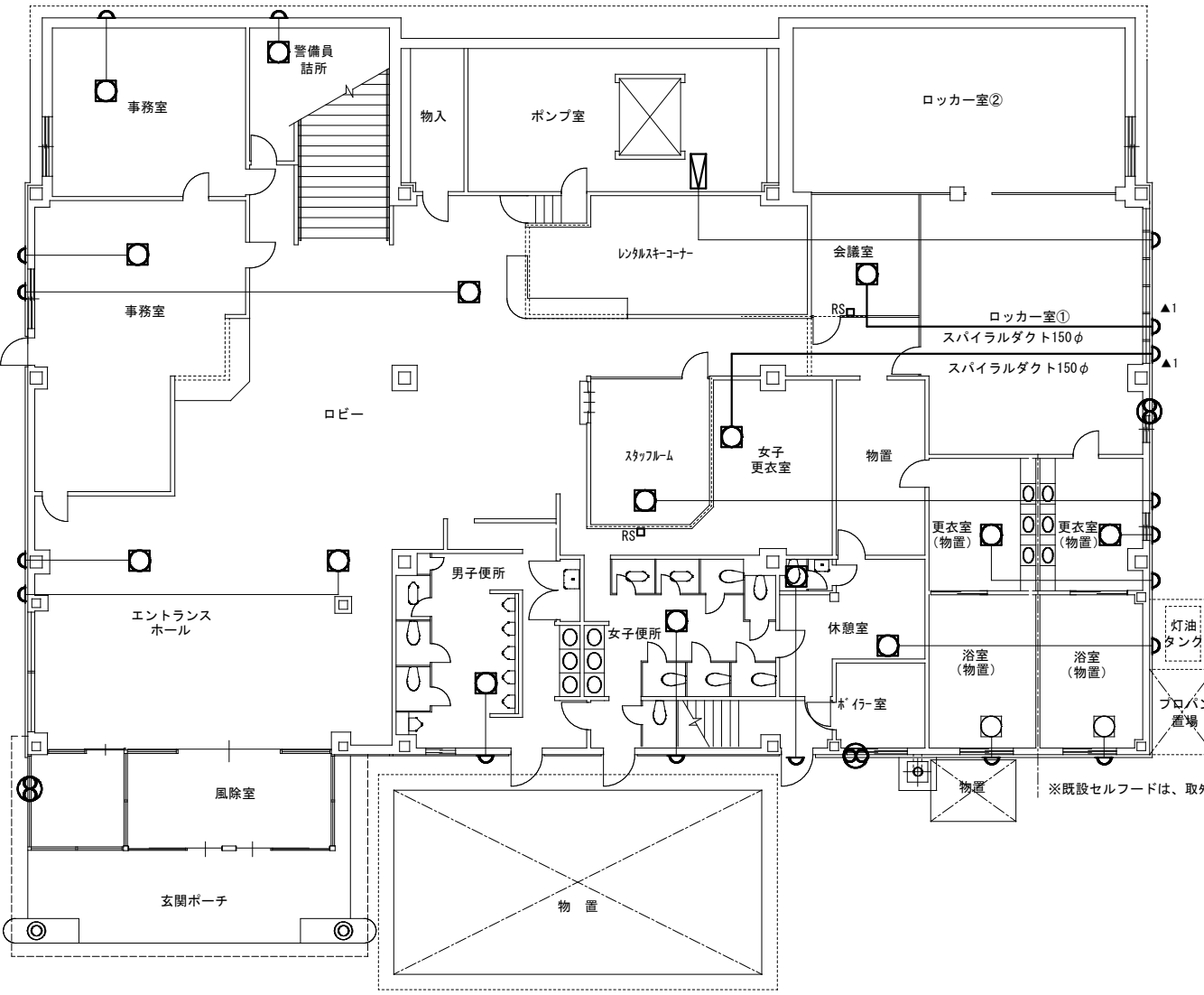
※電気容量は参考値とする

警備員詰所
天井埋込換気扇
150φ×270m3/h
1φ 100V 139W

※電気容量は参考値とする

ポンプ室
排風機 ストレートシロッコファン
150φ×480m3/h
1φ 100V 50W

※支持金物の設置を行う
※電気容量は参考値とする



事務室
天井埋込換気扇
150φ×270m3/h
1φ 100V 16.5W

ロビー
天井埋込換気扇
150φ×630m3/h
1φ 100V 67.5W

エントランスホール
天井埋込換気扇
150φ×630m3/h
1φ 100V 67.5W × 2

壁換気扇
300φ×1140m3/h
1φ 100V 27W

会議室
天井埋込換気扇
150φ×270m3/h
1φ 100V 16.5W

※電気容量は参考値とする

女子更衣室
天井埋込換気扇
150φ×630m3/h
1φ 100V 67.5W

※電気容量は参考値とする

スタッフルーム
天井埋込換気扇
150φ×630m3/h
1φ 100V 67.5W

※電気容量は参考値とする

休憩室
天井埋込換気扇
150φ×270m3/h
1φ 100V 16.5W

※電気容量は参考値とする

ロッカー室①
壁換気扇電気式シャッター
250φ×900m3/h
1φ 100V 26W

※電気容量は参考値とする

更衣室 (物置)
天井埋込換気扇
150φ×270m3/h
1φ 100V 16.5W

× 2
※電気容量は参考値とする

〔凡例〕	
更新を示す	
既設のままを示す	

男子便所
天井埋込換気扇
150φ×630m3/h
1φ 100V 67.5W

※電気容量は参考値とする

女子便所
天井埋込換気扇
150φ×630m3/h
1φ 100V 67.5W

※電気容量は参考値とする

休憩室
天井埋込換気扇
150φ×630m3/h
1φ 100V 67.5W

※電気容量は参考値とする

更衣室
壁換気扇電気式シャッター
250φ×900m3/h
1φ 100V 26W

※電気容量は参考値とする

機械はつりサイズ凡例	
記号	コア抜きサイズ
▲1	175φ×150L

地下1階平面図 S=1/100



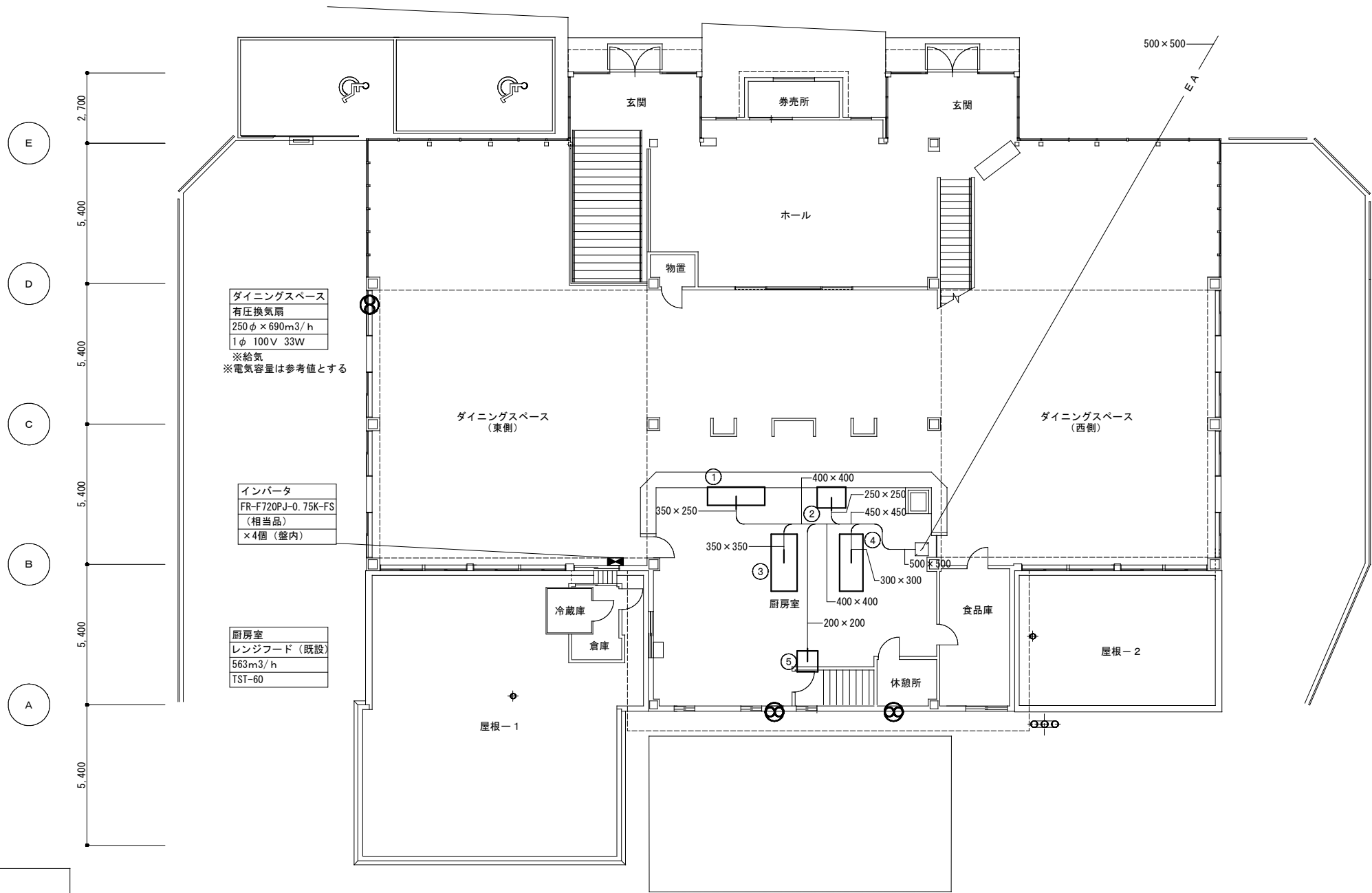
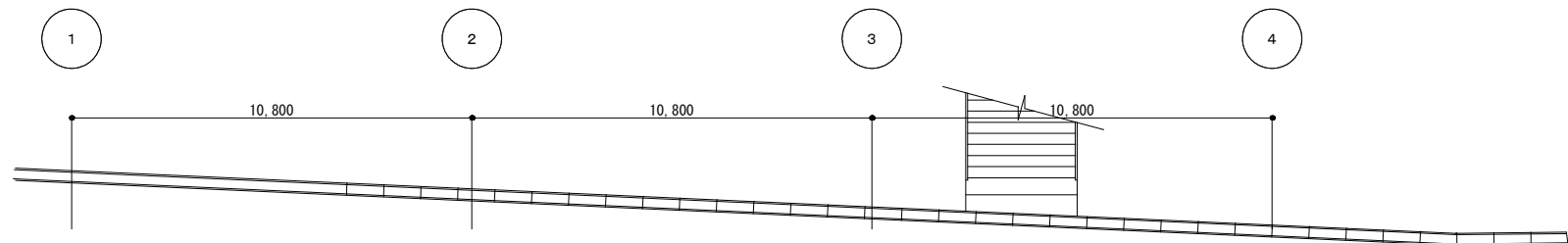
TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事 (石) 登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀美夫

承認	設計	担当
三嶋	三嶋	三嶋

縮尺	A1: S=1/100 A3: S=1/200
設計年月日	令和5年10月

工事名称	藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事
図面名称	地下1階平面図 (換気設備) (改修)

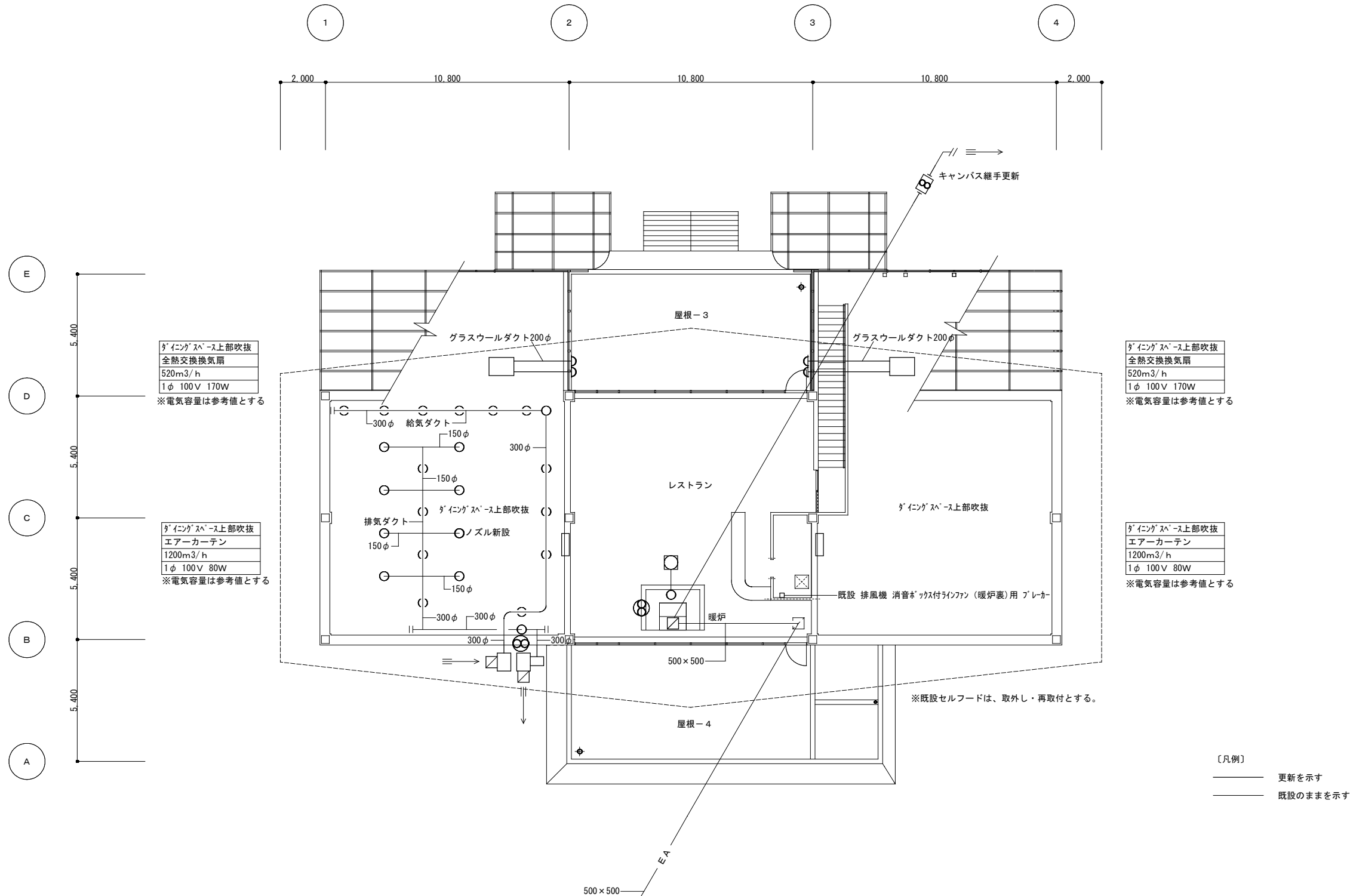
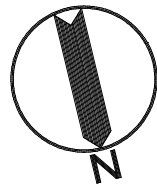


天 蓋 一 覧

番号	名 称	仕 様	摘 要	数量
①	天蓋	2200×700×700H ステンレス製 山型	G F 付	1
②	天蓋	1100×800×700H ステンレス製 山型	G F 付	1
③	天蓋	2200×1000×700H ステンレス製 山型	G F 付	1
④	天蓋	2200×900×700H ステンレス製 山型	G F 付	1
⑤	天蓋	800×800×700H ステンレス製 山型	G F 付	1

厨房室	休憩所
壁換気扇	パイプ用ファン
250φ×570(930)m3/h	100φ×40m3/h
1φ 100V 15W	1φ 100V 2W
※給気排気両用型	※電気容量は参考値とする
※()内は排気量を示す	
※電気容量は参考値とする	

1 階平面図 S = 1 / 100



ダイニングスペース上部吹抜
有圧換気扇
250φ×690m3/h
1φ 100V 33W

※給気
※電気容量は参考値とする

屋外
片吸込形シロッコファン
300φ×2020m3/h
3φ 200V 310W

×2
※架台 (SS400 3,000×1,000×1,000H) 及び防雪フード (300×300) 共
※電気容量は参考値とする

レストラン
壁換気扇電気式シャッター
300φ×1200m3/h
1φ 100V 30W

※電気容量は参考値とする

レストラン
天井埋込換気扇
150φ×760m3/h
1φ 100V 90W

※電気容量は参考値とする

レストラン
排風機 消音ボックス付ラインファン (暖炉裏)
42.1m3/min
3φ 200V 0.27kw

※キャンパス継手更新
※電気容量は参考値とする

2階平面図 S=1/100



TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事 (石) 登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀美夫

承認

三嶋

設計

三嶋

担当

三嶋

縮尺

A1: S=1/100

A3: S=1/200

設計年月日

令和5年10月

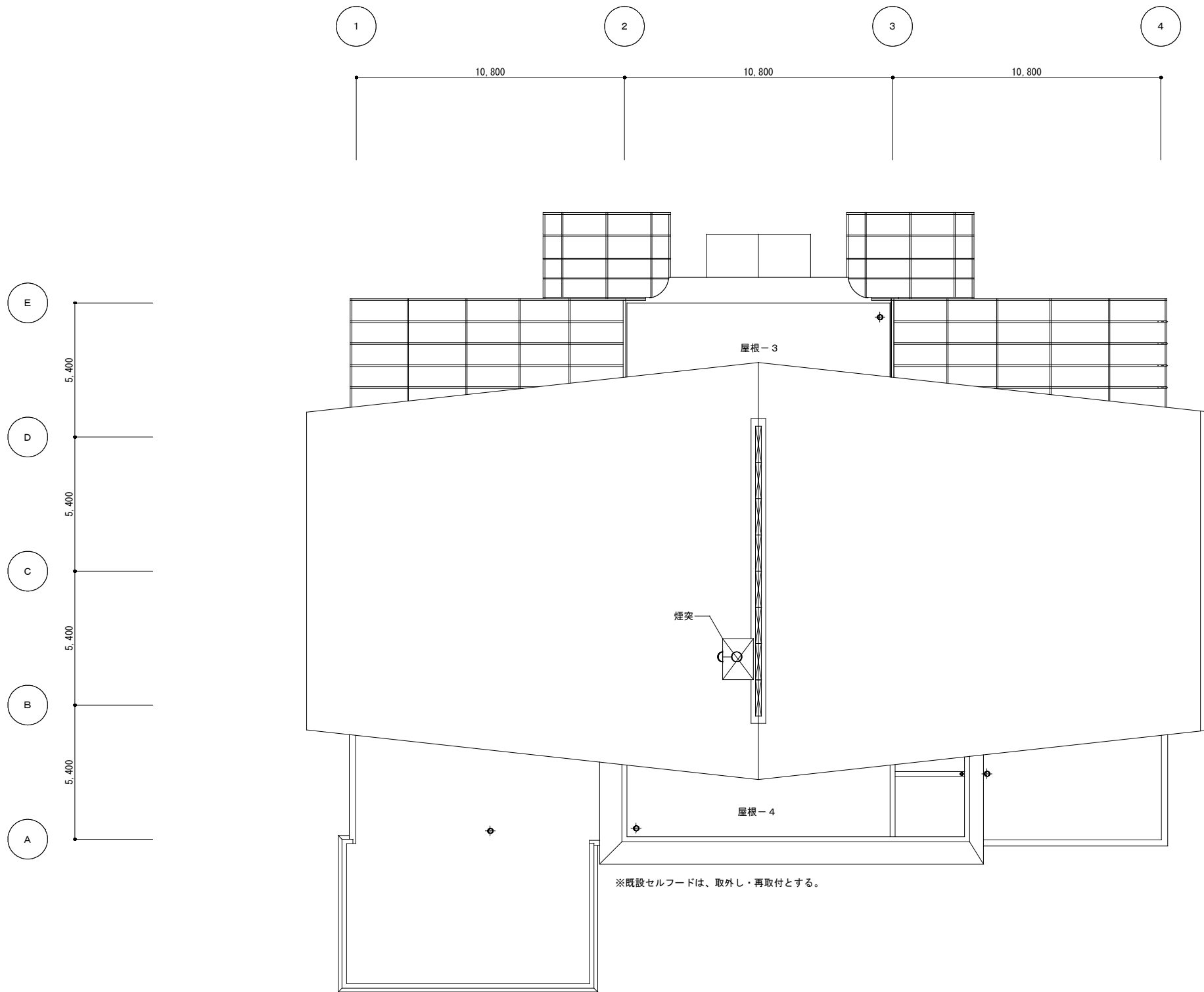
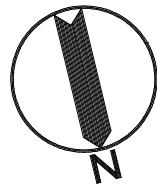
工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

図面名称 2階平面図 (換気設備) (改修)

No.

15

37



R階平面図 S=1/100



TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事(石)登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀美夫

承認
三嶋

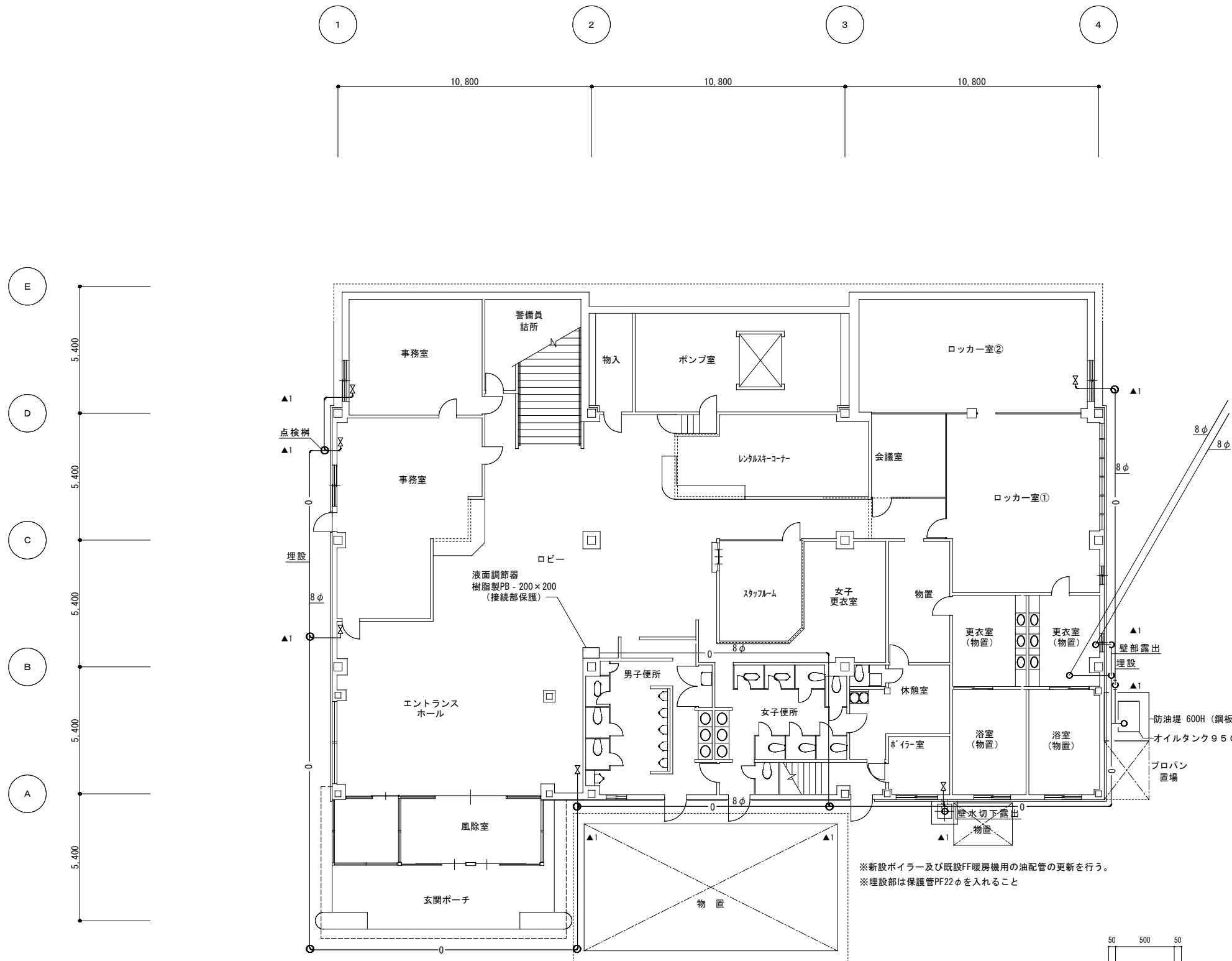
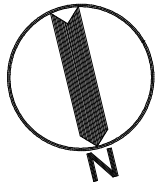
設計
三嶋

担当
三嶋

縮尺 A1: S=1/100
A3: S=1/200
設計年月日
令和5年10月

工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

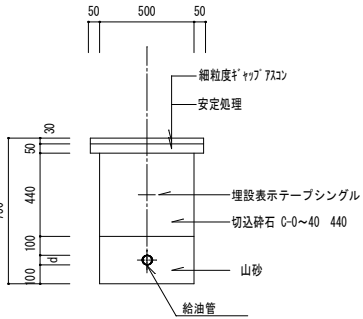
図面名称 R階平面図(換気設備)(改修)



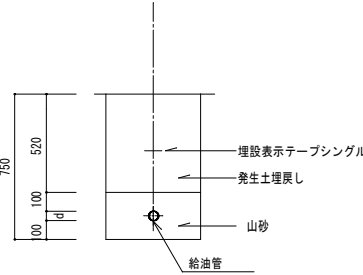
地下1階平面図 S=1/100

機械はつりサイズ凡例	
記号	コア抜きサイズ
▲1	75φ×150L

- 〔凡例〕
- 更新を示す
 - 既設のままを示す
 - 点検口樹 TC-1 (450×450×400H)



管路（敷地内）掘削断面図 No Scale



管路（敷地内）掘削断面図 No Scale



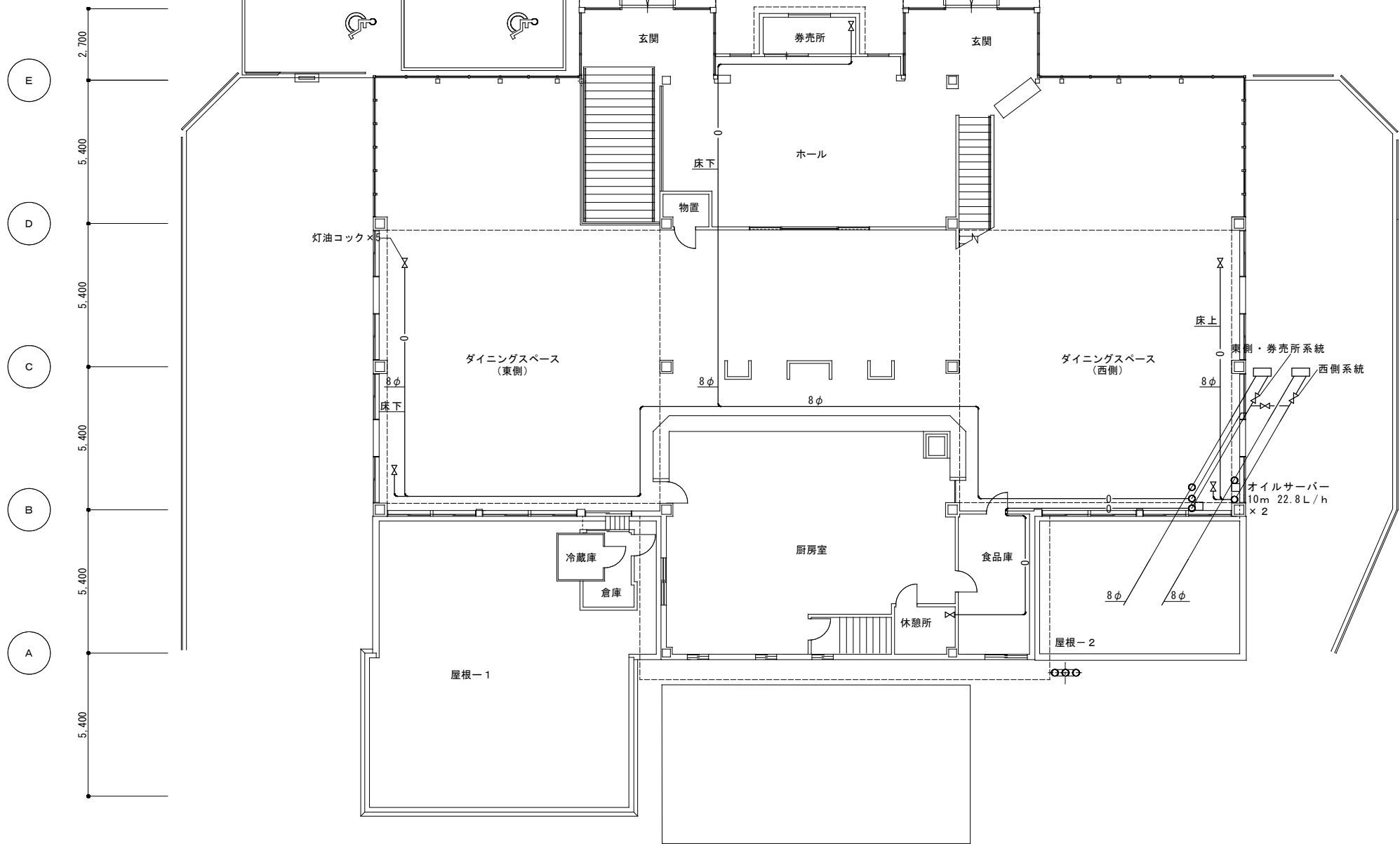
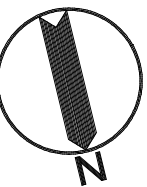
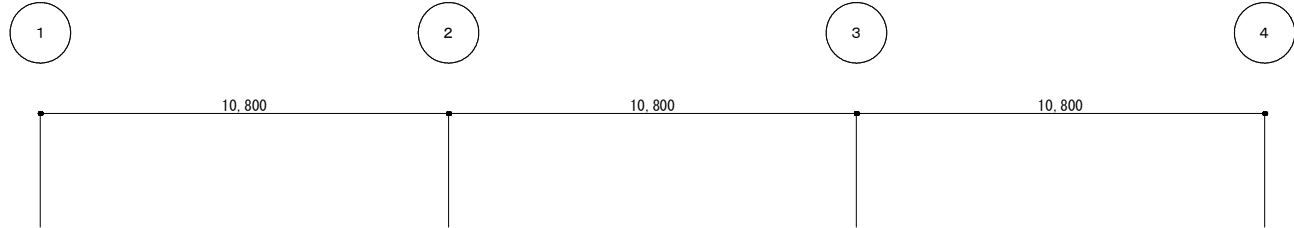
TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

塚田設備管理株式会社
一級建築士事務所 北海道知事（石）登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀美夫

承認	設計	担当
三嶋	三嶋	三嶋

縮尺 A1: S=1/100
A3: S=1/200
設計年月日 令和5年10月

工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事
図面名称 地下1階平面図（給油設備）（改修）



1階平面図 S=1/100



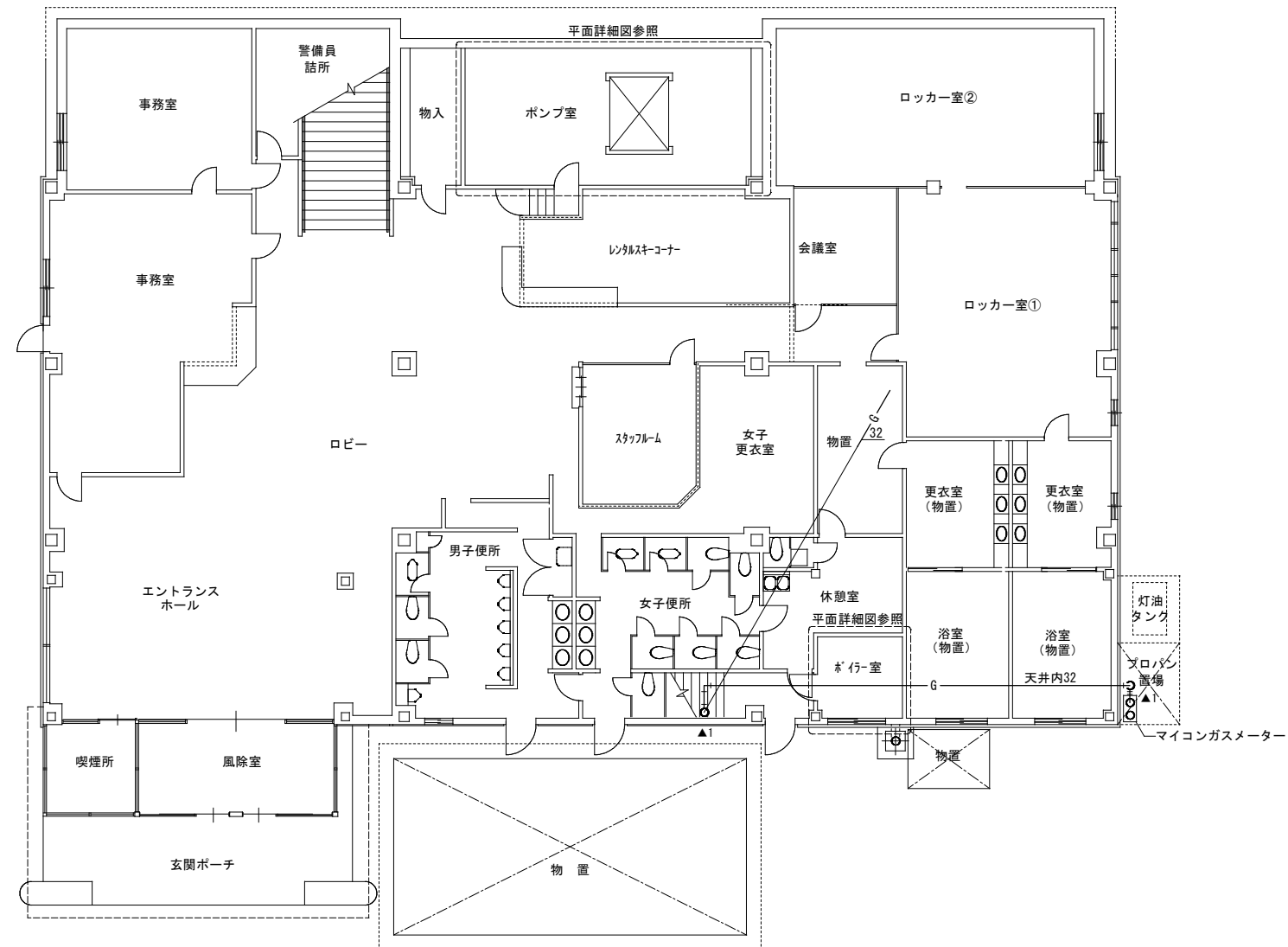
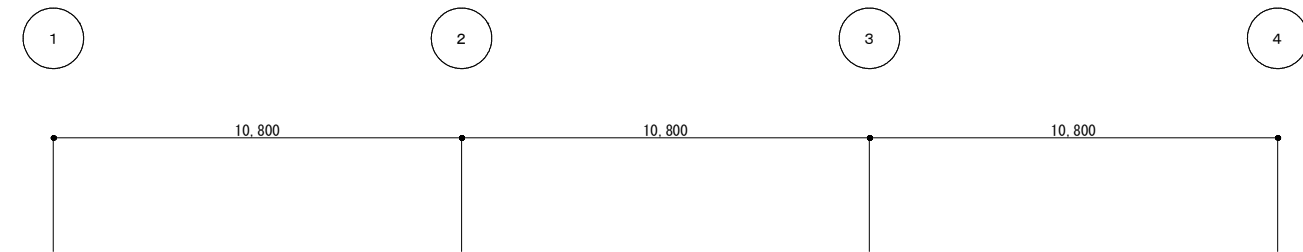
TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事(石)登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀実夫

承認	設計	担当
三嶋	三嶋	三嶋

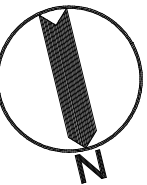
縮尺	A1: S=1/100 A3: S=1/200
設計年月日	令和5年10月

工事名称	藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事
図面名称	1階平面図(給油設備)(改修)



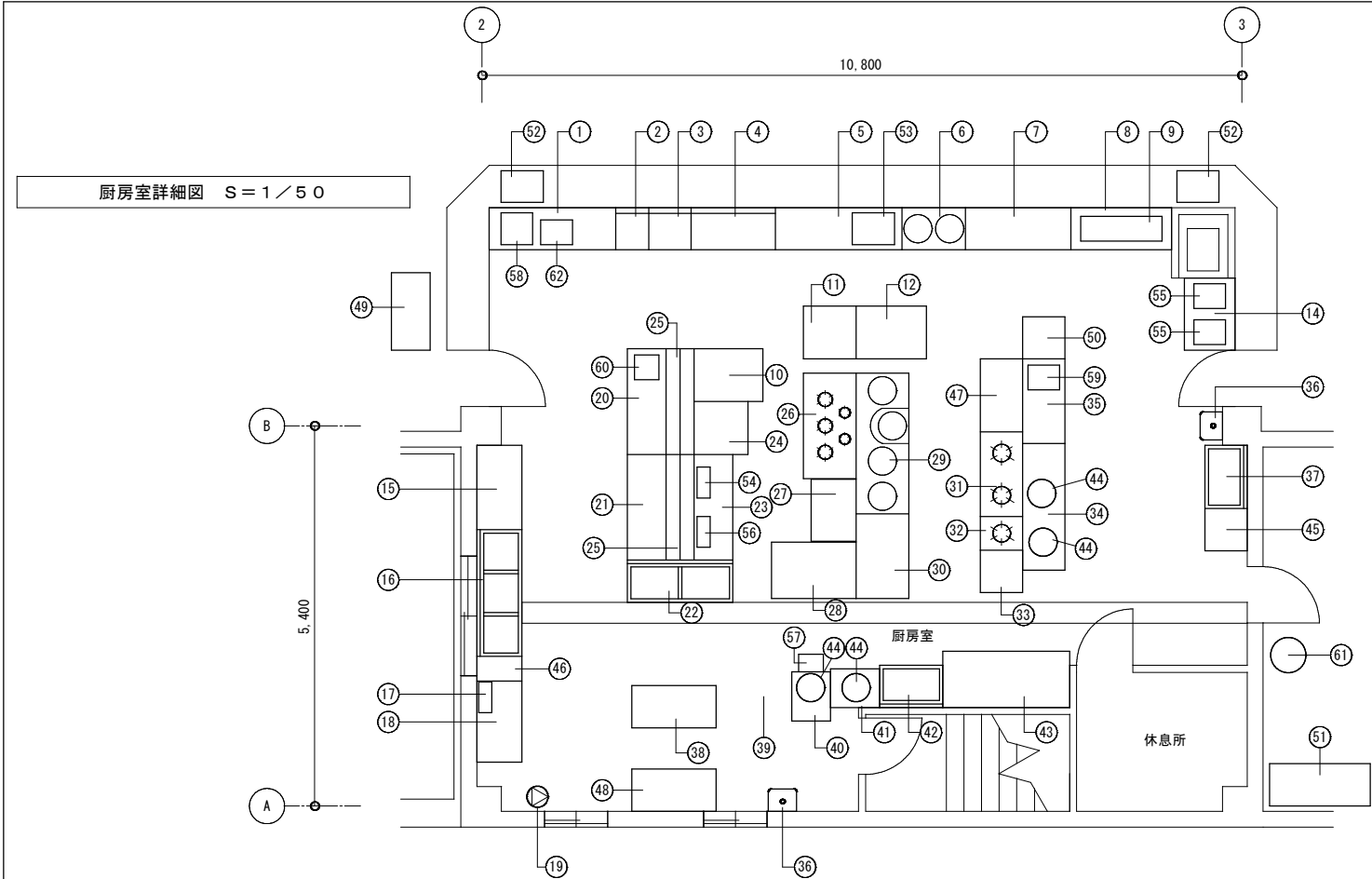
機械はつりサイズ凡例	
記号	コア抜きサイズ
▲1	75φ×150L

地下1階平面図 S=1/100



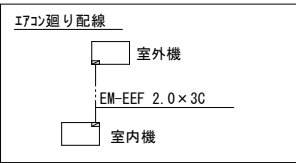
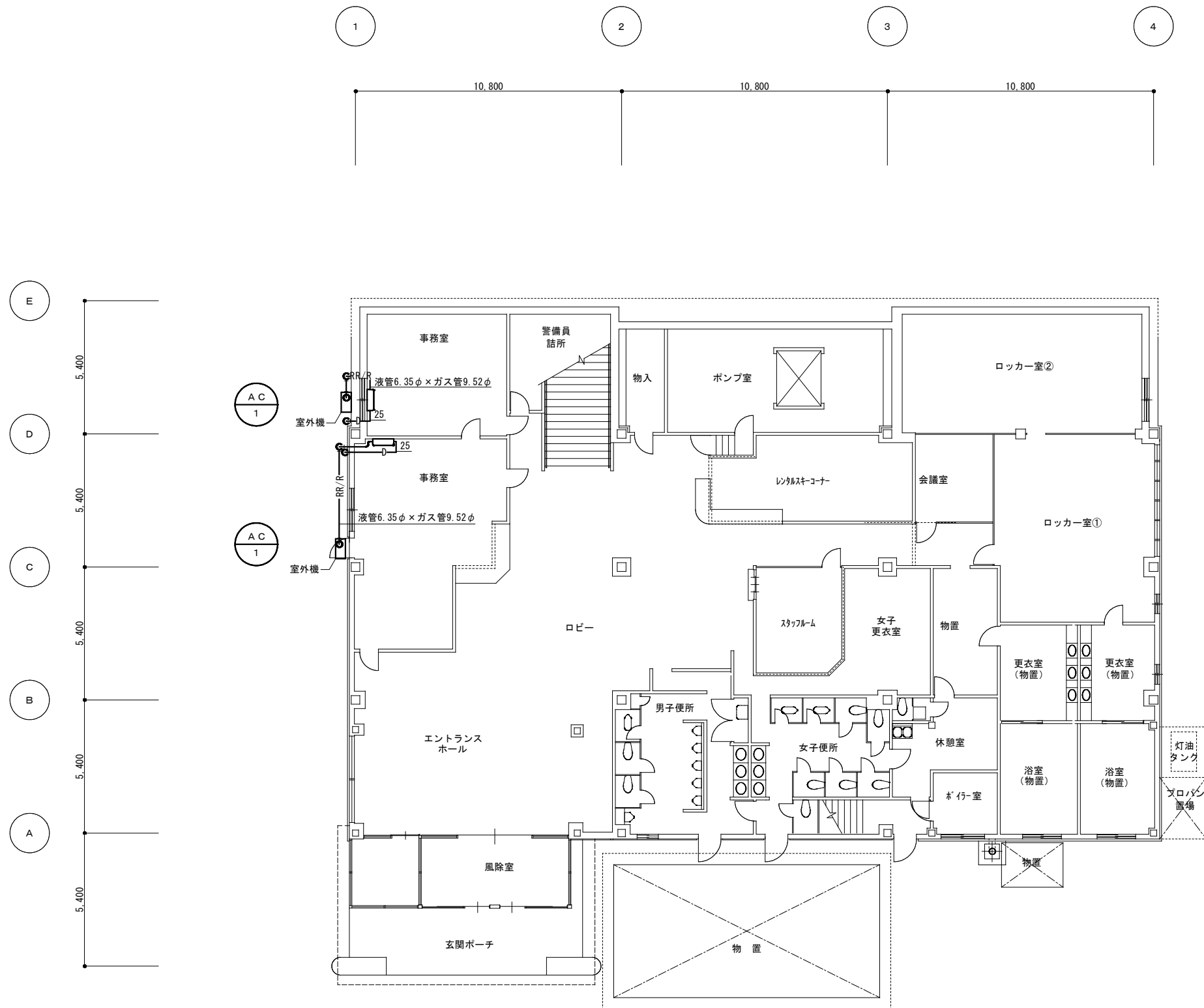
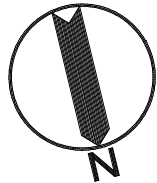
〔凡例〕

————	更新を示す
————	既設のままを示す



厨房室内機器					
・（備品）以外を撤去・更新とする。 ・各機械の納まりについては施設管理者と要相談すること。					
番号	名 称	既設 仕様	新設 仕様	既設 型式	数量
①	作業台（引戸付）	1500×600×830H	1500×600×800		1
②	作業台	600×600×800H	600×600×800		1
③	ガスフライヤー	450×600×820H	430×600×800	Kitazawa KFE-40-T	1
④	ガスウォーマー	1200×600×800H	1200×600×800	Maruzen LPG	1
⑤	作業台（引戸付）	1800×600×800H	1800×600×800		1
⑥	中華レンジ	900×600×800H	1000×750×800		1
⑦	作業台	1500×600×800H	1500×600×800		1
⑧	冷凍コールドテーブル	1500×600×800H		KLRC-150RM	（備品）1
⑨	電気クレープ焼機	900×405×205H		CM-410HW	（備品）1
⑩	冷凍冷蔵庫	1500×800×1950H		KGRD-152PM	（備品）1
⑪	作業台	700×750×800H			（備品）1
⑫	作業台	1200×600×800H			（備品）1
⑬	欠番				
⑭	作業台	900×750×800H			（備品）1
⑮	作業台	600×600×800H	600×600×800		1
⑯	三槽シンク	1800×640×800H	1800×640×800		1
⑰	ガス瞬間式湯沸器	16号		※厨房機器工事と別途 RUX-V1615SWFA-E（株）リンナイ	1
⑱	作業台（排水口付）	1200×640×800H	1200×640×800		1
⑲	給湯循環ポンプ	ライン形 25m/m		※厨房機器工事と別途 H-PB40J（株）日立製作所	1
⑳	作業台（引戸付）	1500×750×800H			（備品）1

番号	名 称	既設 仕様	新設 仕様	既設 型式	数量
㉑	作業台	1500×750×800H		（備品）	1
㉒	二槽シンク	1500×600×800H	1500×600×800		1
㉓	作業台	1500×750×800H		（備品）	1
㉔	作業台	1200×600×800H		（備品）	1
㉕	二段シェルフ	1500×400×810H		（備品）	2
㉖	ガスレンジ	1500×750×800H	1500×750×800		1
㉗	フライヤー	880×640×800H	850×600×800	（株）タニコー	1
㉘	作業台	1350×750×800H	1350×750×800		1
㉙	中華レンジ	2000×750×750H	2000×750×750	（株）タニコー	1
㉚	冷凍庫	820×630×900H		Haier JF-C216A	（備品）1
㉛	スープレンジ	1200×600×480H	1200×600×450	（株）タニコー	1
㉜	スープレンジ	480×600×480H	600×600×450	（株）タニコー	1
㉝	欠番				
㉞	作業台（引戸付）	1800×600×800H		（備品）	1
㉟	作業台（引戸付）	1200×600×800H		（備品）	1
㊱	手洗器			※厨房機器工事と別途 L5D 東陶機器(株)	2
㊲	一槽シンク	900×600×800H	900×600×800		1
㊳	作業台	1500×750×800H		（備品）	1
㊴	グリーストラップ	排水側溝形		※厨房機器工事と別途	1
㊵	製氷器	700×500×1200H	700×500×1200	Kitazawa KFIC-A95KV2	1
㊶	自動立体炊飯器	600×650×1100H	785×702×1115	Kitazawa KLGS-100	1
㊷	一槽シンク	900×600×800H	900×600×800		1
㊸	冷凍冷蔵庫	1800×800×1870H	1785×800×1950	松下電器産業(株)	1
㊹	ガス炊飯器	三升	492×423×426		4
㊺	作業台	600×600×540H		（備品）	1
㊻	食器洗浄機	600×650×1350H	600×650×1350	ホシザキ JW-450 WUD	1
㊼	冷凍コールドテーブル	1200×750×800H		KLRW-120RW	（備品）1
㊽	冷凍冷蔵庫	1800×800×1950H		KGRD-186FMD	（備品）1
㊾	配膳棚	1200×600×1600H		（備品）	3
㊿	冷凍庫	600×600×850H		サンデン SVF-98W	（備品）1
51	冷凍ストッカー	1930×758×825H		556-OR	（備品）1
52	ウォータークーラー	300×445×540H		日立 RW-146P	（備品）2
53	ホットショーケース	450×380×600H		日本ヒーター機器 SC45L-3	（備品）1
54	ホットショーケース	600×300×400H		NICHIWA HSC-302	（備品）1
55	ホットショーケース（肉まん用）	350×350×770H		SME-545ST、SME-545GH	（備品）2
56	電子レンジ	420×500×350H		サンヨー	（備品）1
57	作業台	600×550×800H		サンライズ	（備品）1
58	ディスペンサー（ドリンク）	350×680×740H		DFC24ECP11A	（備品）1
59	アイスディスペンサー	200×300×520H		サンデン CIM-10A	（備品）1
60	全自動コーヒーマーカー	300×550×760H		サンデン RCM-PF-2HD-LC	（備品）1
61	業務用電子ジャー6L	460×380×390H		象印 THA-C60A-MK	（備品）3
62	電子レジスター	360×425×130H		シャープ XE-A417-B	（備品）1

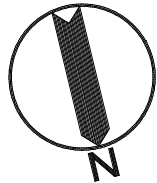
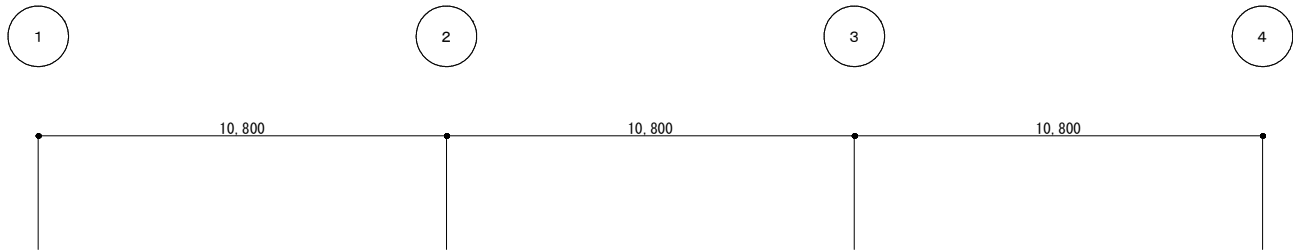


〔凡例〕
—— 新設を示す

機 器 表					
記号	名 称	部屋名	仕 様	数量	電 源
AC-1	ルームエアコン	事務室	室内機 ワイヤレスリモコン	2	1φ×200V×3.5kW
			室外機 壁掛け架台 冬季養生シート 冷房5.6kW 暖房6.7kW		

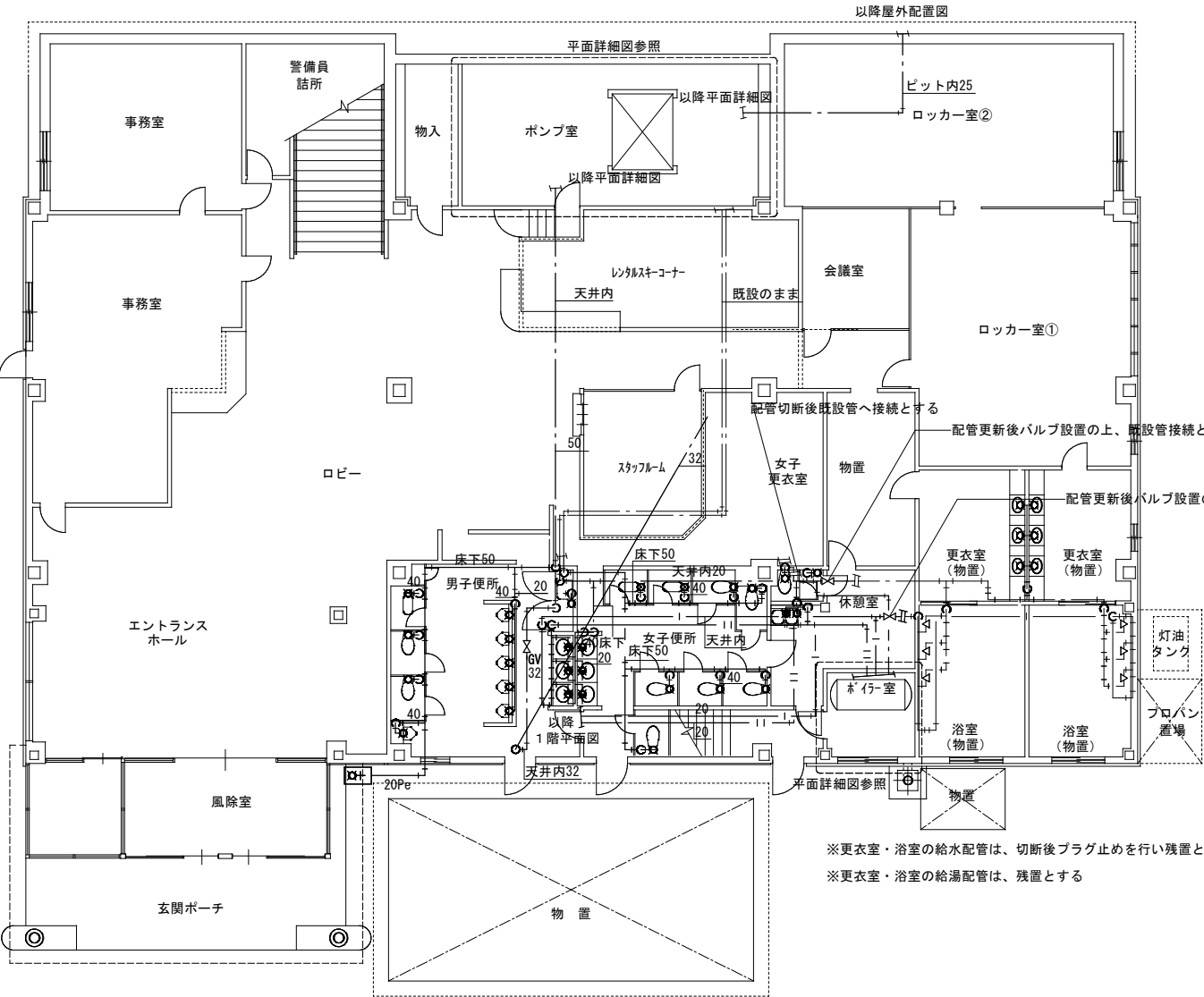
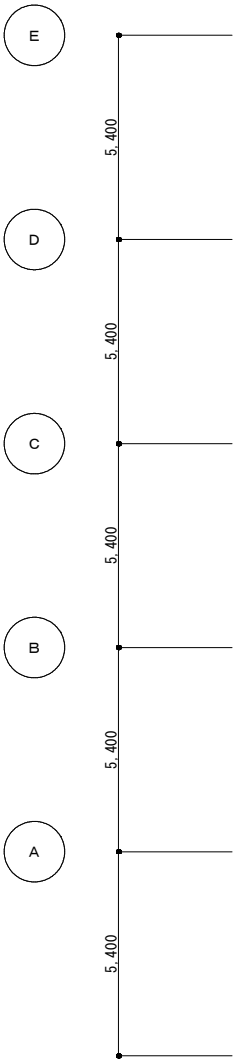
※電気容量は参考値とする

地下1階平面図 S=1/100



器 具 表

室名	機器名称	仕様	個数	備考
男子便所	洋風大便器		1	撤去
	和風大便器		1	撤去
	小便器		6	撤去
	洗面器		3	撤去
	掃除用流し		1	撤去
女子便所	洋風大便器		6	撤去
	和風大便器		2	撤去
	洗面器		3	撤去
休憩室	横水栓	13mm	2	撤去
	洗濯機用横水栓	13mm	1	撤去
屋外	散水栓		1	撤去



地下1階平面図 S=1／100

〔凡例〕
—— 撤去を示す
—— 既設のままを示す



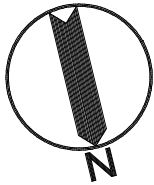
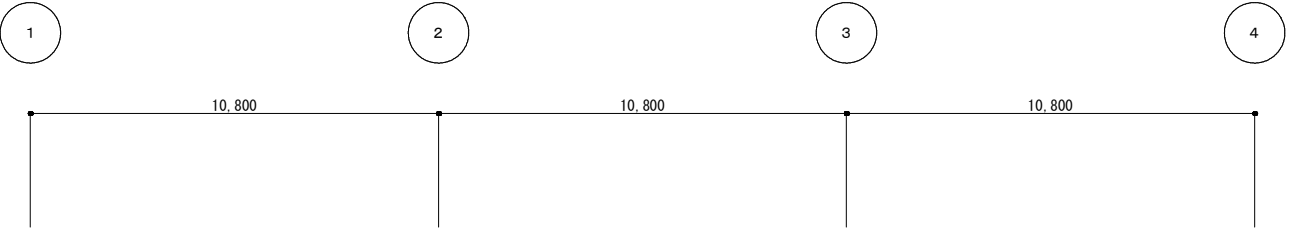
TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事（石）登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀実夫

承認	設計	担当
三嶋	三嶋	三嶋

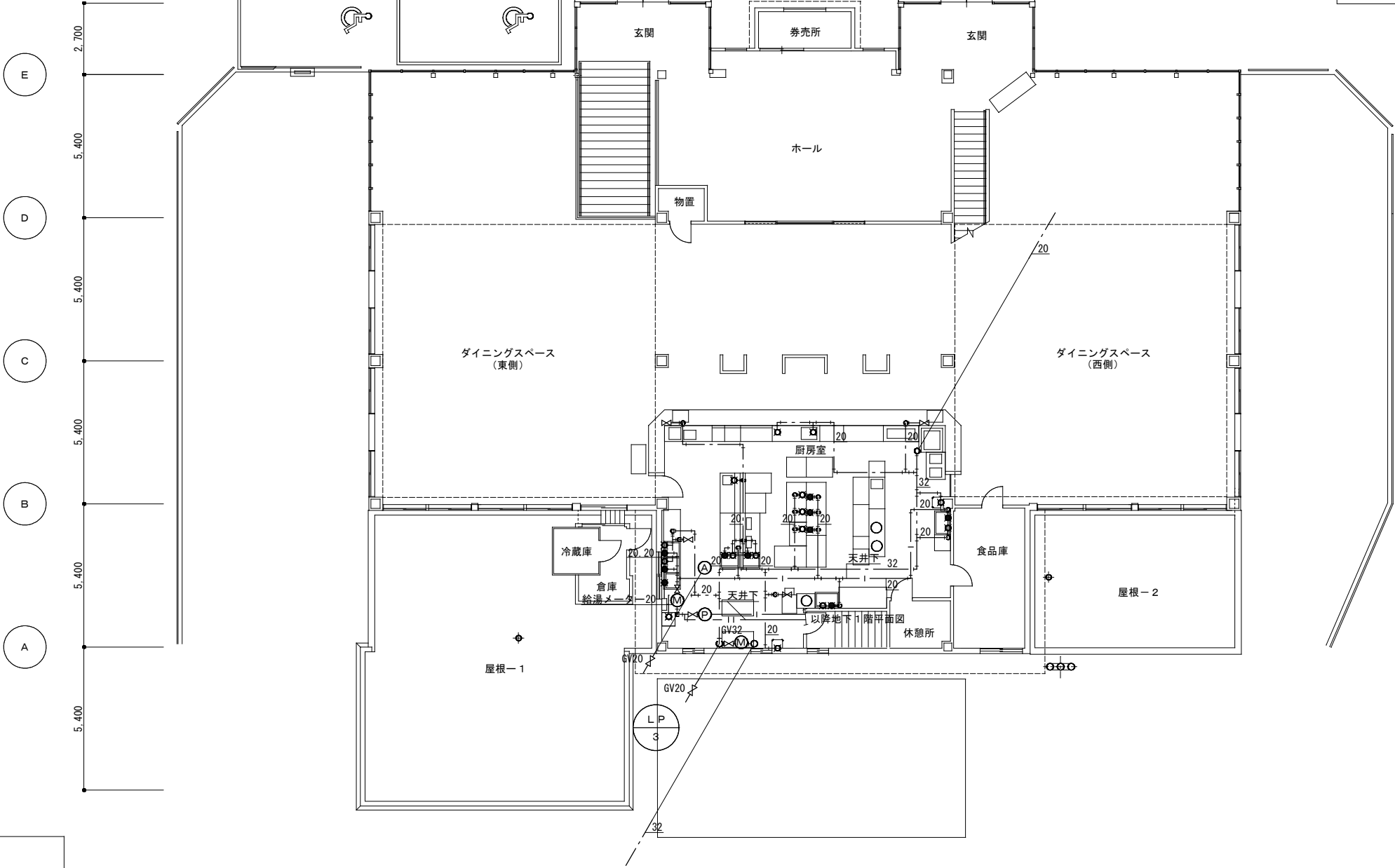
縮尺 A1: S=1/100
A3: S=1/200
設計年月日
令和5年10月

工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事
図面名称 地下1階平面図（給水・給湯設備）（撤去）



器 具 表

室名	機器名称	仕様	個数	備考
厨房室	壁掛手洗器		2	撤去
	ガス瞬間式湯沸器	16号、FF式、給排気筒	1	撤去
	横水栓	13mm	22	撤去
	洗濯機用横水栓	13mm	1	撤去



〔凡例〕
—— 撤去を示す
—— 既設のままを示す

機 器 表

記号	機器名称	仕 様	備 考	数量
L P - 3	給湯循環ポンプ	25mm×25mm、出力0.1 kW、25L/min、1φ 100V 75W	撤去	1

1階平面図 S=1／100



TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事（石）登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀実夫

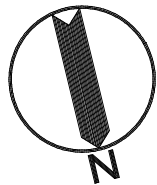
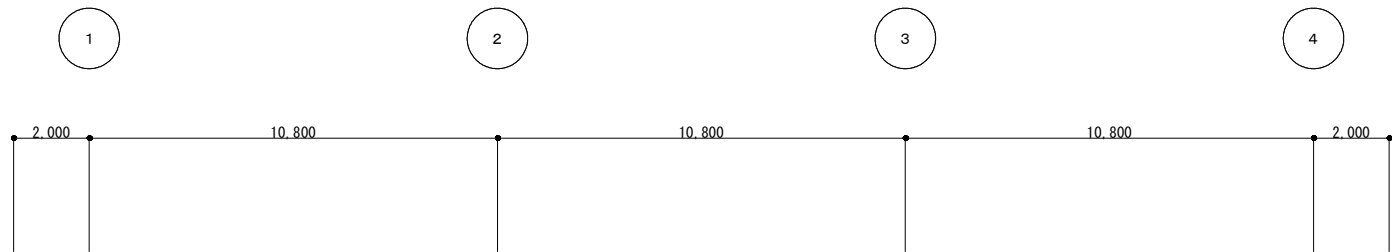
承 認
三 嶋

設 計
三 嶋

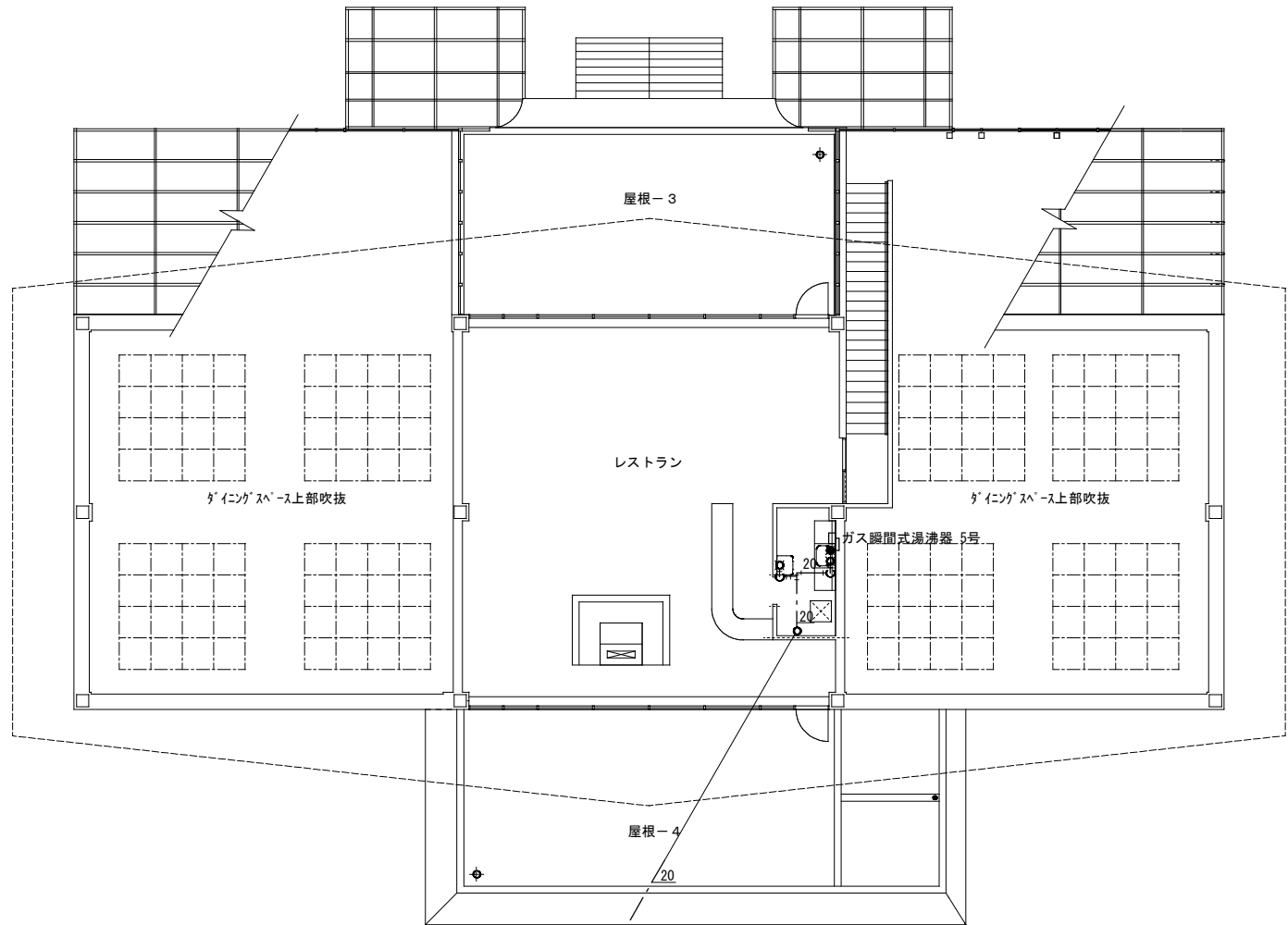
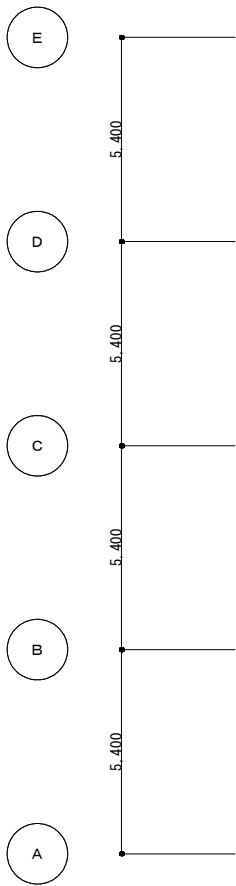
担 当
三 嶋

縮 尺 A1: S=1/100
A3: S=1/200
設計年月日
令和5年10月

工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事
図面名称 1階平面図（給水・給湯設備）（撤去）



器 具 表				
室名	機器名称	仕様	個数	備考
レストラン	壁掛手洗器	自動単水栓、床給水、Sトラップ	1	撤去
	横水栓	F5、13mm	2	撤去
	ガス瞬間式湯沸器	5号	1	撤去



- 〔凡例〕
- 撤去を示す
 - 既設のままを示す

2階平面図 S=1／100



塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事（石）登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀実夫

承認
三嶋

設計
三嶋

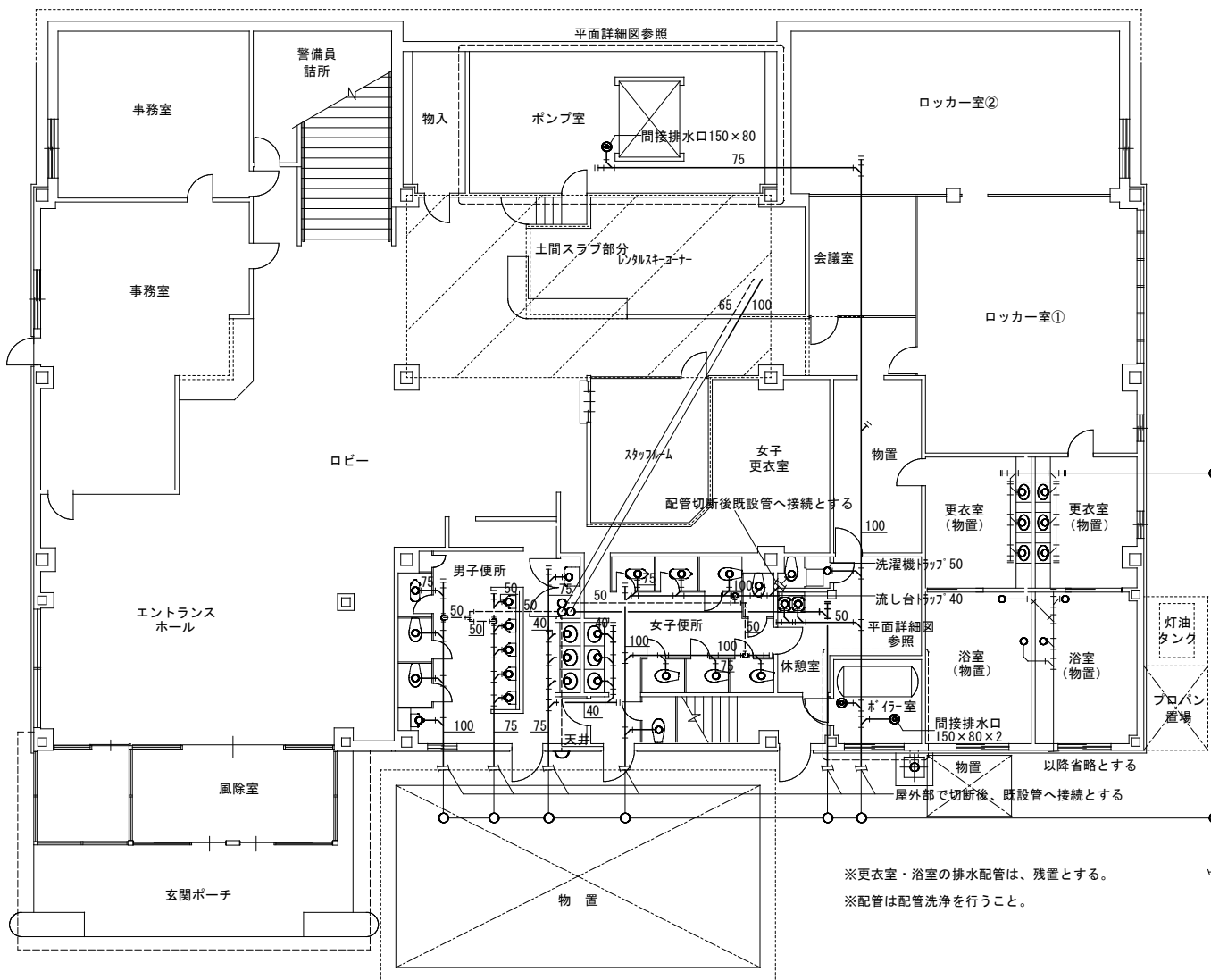
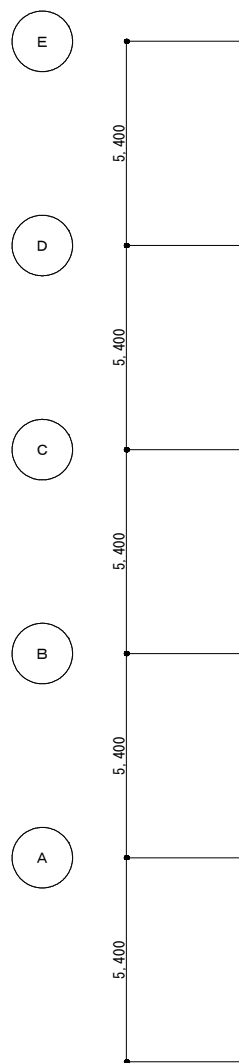
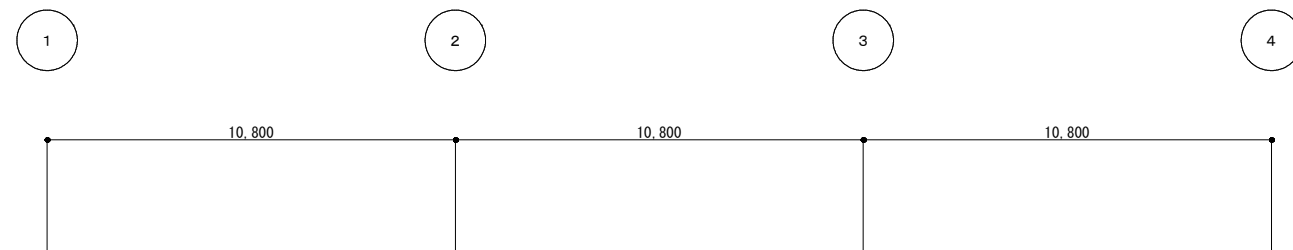
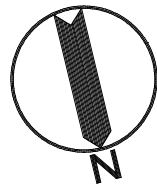
担当
三嶋

縮尺
A1: S=1/100
A3: S=1/200

設計年月日
令和5年10月

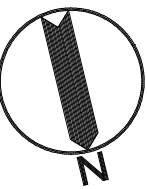
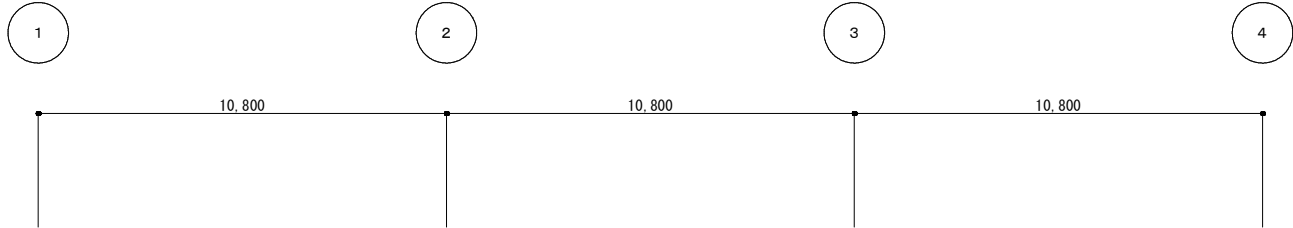
工事名称
藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

図面名称
2階平面図（給水設備）（撤去）



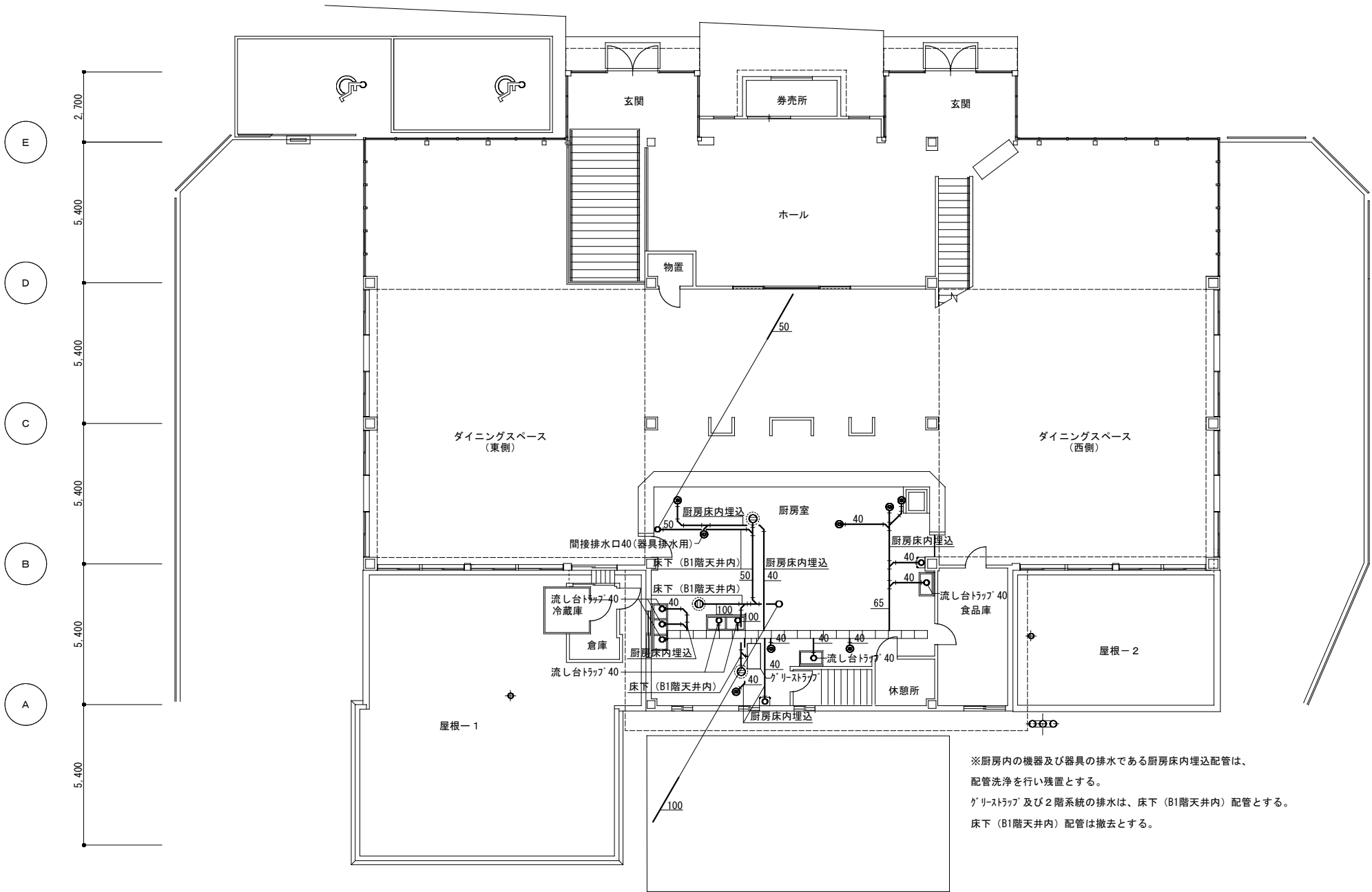
〔凡例〕
— 撤去を示す
— 既設のままを示す

地下1階平面図 S=1/100



器 具 表

室名	機器名称	仕様	個数	備考
厨房室	グリーストラップ	排水側溝形	1	撤去



- [凡例]
- 配管洗浄を示す
 - 既設のままを示す

※厨房内の機器及び器具の排水である厨房床内埋込配管は、配管洗浄を行い残置とする。
グリーストラップ及び2階系統の排水は、床下（B1階天井内）配管とする。
床下（B1階天井内）配管は撤去とする。

1階平面図 S=1/100



TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事（特）登録第3104号
管理建築士 第190456号 佐藤 紀美夫

承認
三嶋

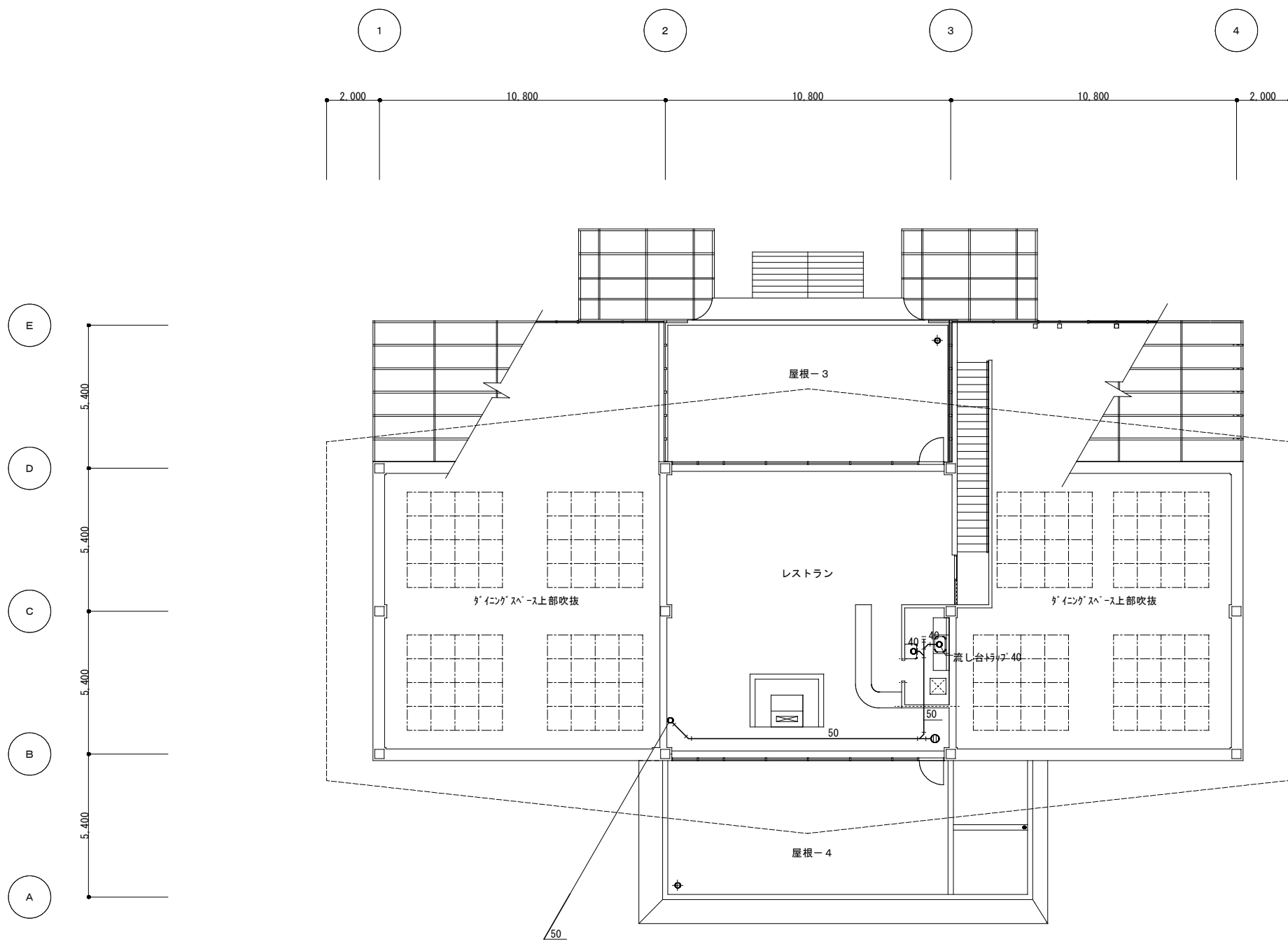
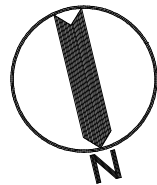
設計
三嶋

担当
三嶋

縮尺 A1: S=1/100
A3: S=1/200
設計年月日
令和5年10月

工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

図面名称 1階平面図（排水設備）（撤去）



2階平面図 S=1/100



TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事(石)登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀美夫

承認
三嶋

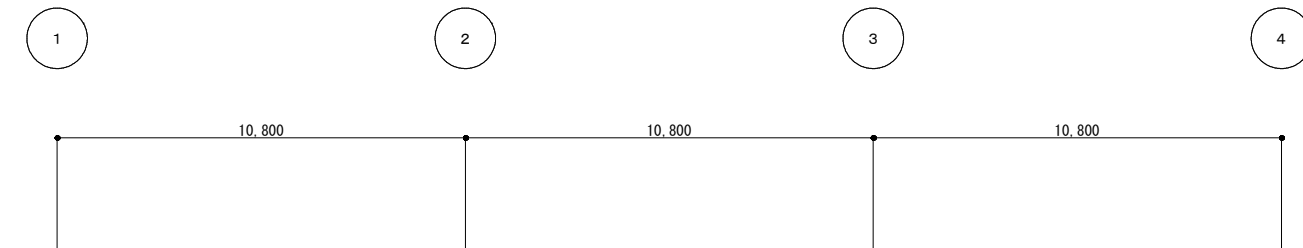
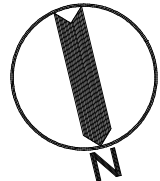
設計
三嶋

担当
三嶋

縮尺 A1: S=1/100
A3: S=1/200
設計年月日
令和5年10月

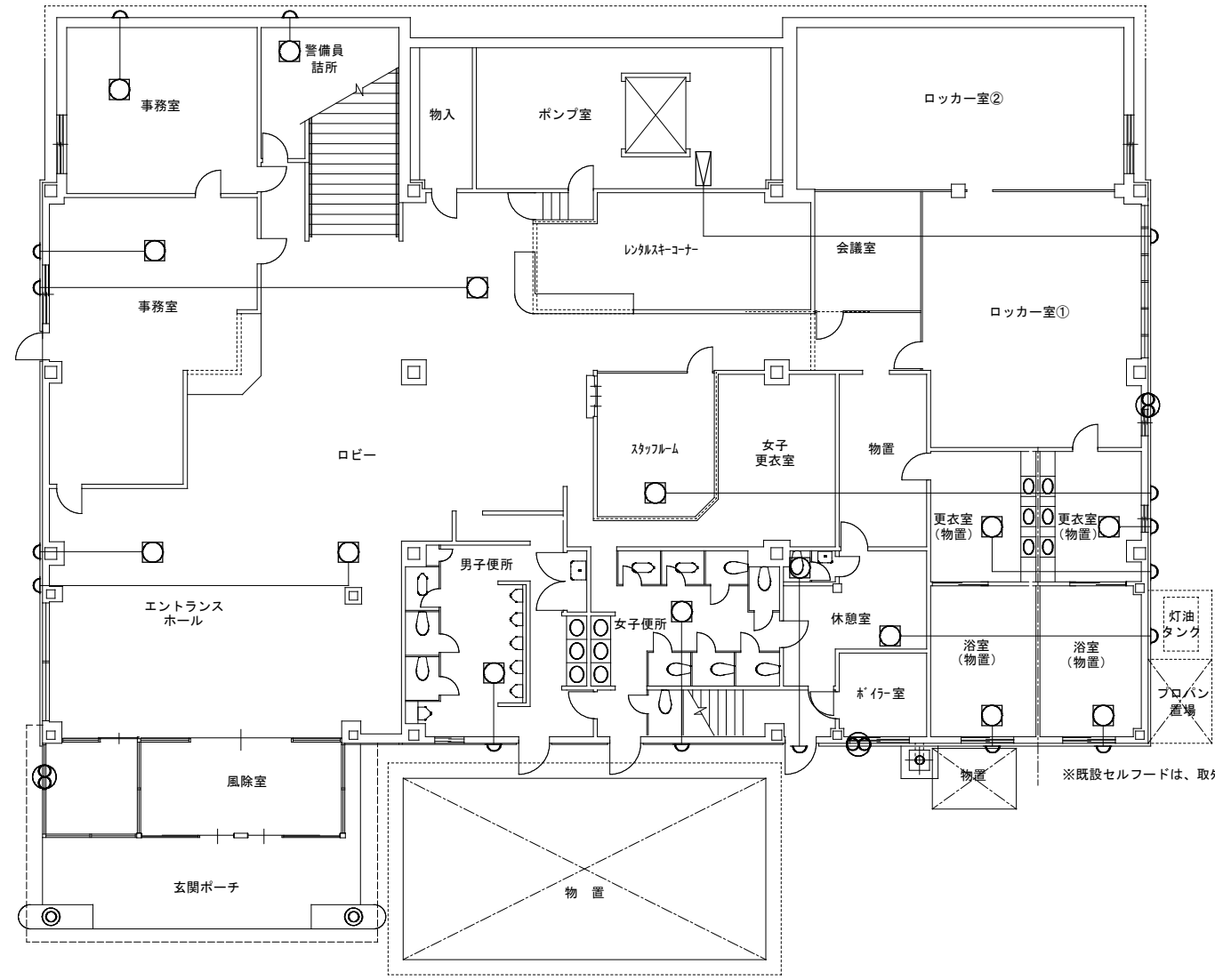
工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

図面名称 2階平面図(排水設備)(撤去)



事務室	警備員詰所	ポンプ室
天井埋込換気扇	天井埋込換気扇	排風機 ストレッドロッドファン
150φ×270m3/h	150φ×270m3/h	150φ×480m3/h
1φ 100V 16.5W	1φ 100V 139W	1φ 100V 50W

E	5,400	
D	5,400	事務室 天井埋込換気扇 150φ×270m3/h 1φ 100V 16.5W
C	5,400	ロビー 天井埋込換気扇 150φ×630m3/h 1φ 100V 67.5W
B	5,400	エントランスホール 天井埋込換気扇 150φ×630m3/h 1φ 100V 67.5W × 2
A	5,400	壁換気扇 300φ×1140m3/h 1φ 100V 27W



ロッカー室①
壁換気扇電気式シャッター
250φ×900m3/h
1φ 100V 26W

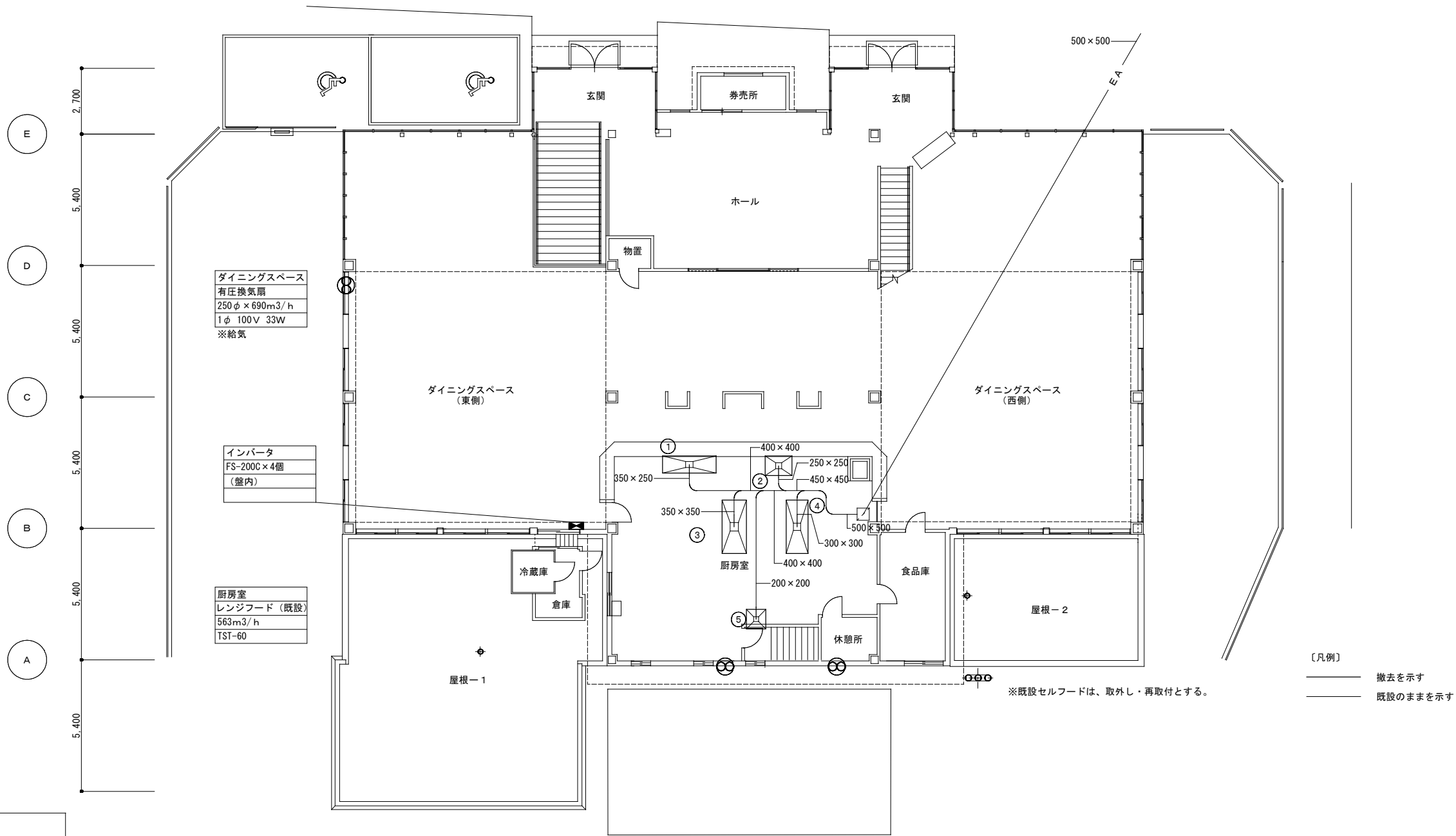
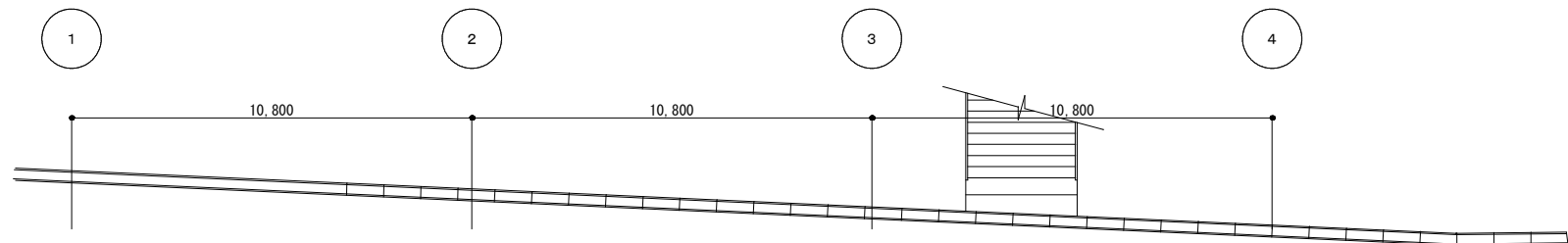
更衣室 (物置)
天井埋込換気扇
150φ×270m3/h
1φ 100V 16.5W × 2

休憩室
天井埋込換気扇
150φ×270m3/h
1φ 100V 16.5W

男子便所	女子便所	休憩室	更衣室
天井埋込換気扇	天井埋込換気扇	天井埋込換気扇	壁換気扇電気式シャッター
150φ×630m3/h	150φ×630m3/h	150φ×630m3/h	250φ×900m3/h
1φ 100V 67.5W	1φ 100V 67.5W	1φ 100V 67.5W	1φ 100V 26W

〔凡例〕
撤去を示す
既設のまますを示す

地下1階平面図 S=1/100

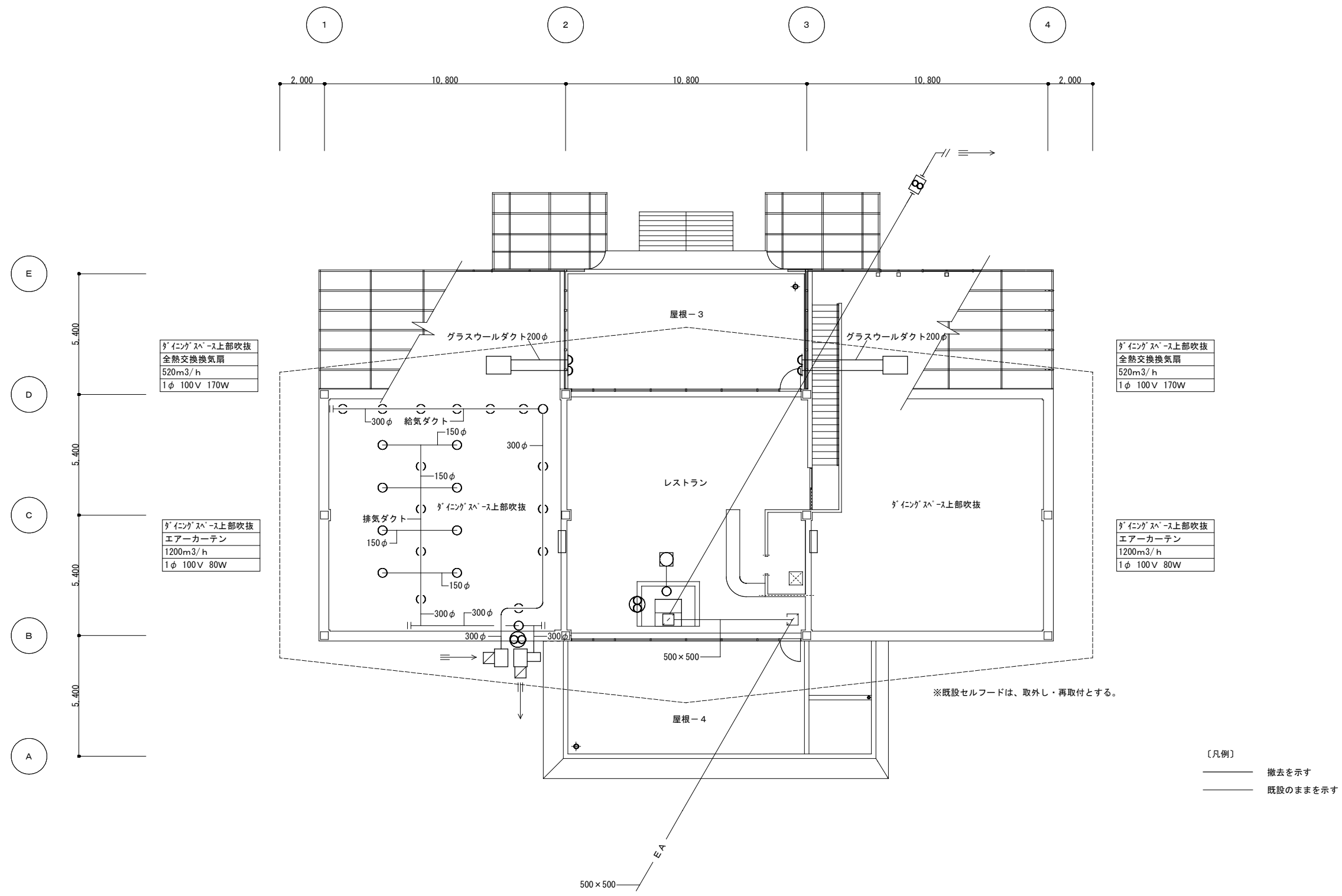
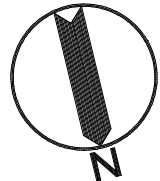


天 蓋 一 覧

番号	名 称	仕 様	摘 要	数量
①	天蓋	2200× 700× 700H		1
②	天蓋	1100× 800× 700H		1
③	天蓋	2200×1000× 700H	G F付	1
④	天蓋	2200× 900× 700H	G F付	1
⑤	天蓋	800× 800× 700H		1

厨房室	休憩所
壁換気扇	パイプ用ファン
250φ × 570(930)m3/h	100φ × 40m3/h
1φ 100V 15W	1φ 100V 2W
※給気排気両用型	
※ () 内は排気量を示す	

1階平面図 S=1/100



ダイニングスペース上部吹抜
全熱交換換気扇
520m ³ /h
1φ 100V 170W

ダイニングスペース上部吹抜
エアーカーテン
1200m ³ /h
1φ 100V 80W

ダイニングスペース上部吹抜
全熱交換換気扇
520m ³ /h
1φ 100V 170W

ダイニングスペース上部吹抜
エアーカーテン
1200m ³ /h
1φ 100V 80W

ダイニングスペース上部吹抜
有圧換気扇
250φ × 690m ³ /h
1φ 100V 33W
※給気

屋外
片吸込形シロッコファン
300φ × 2020m ³ /h
3φ 200V 310W
× 2
※架台ボックス及びフード共

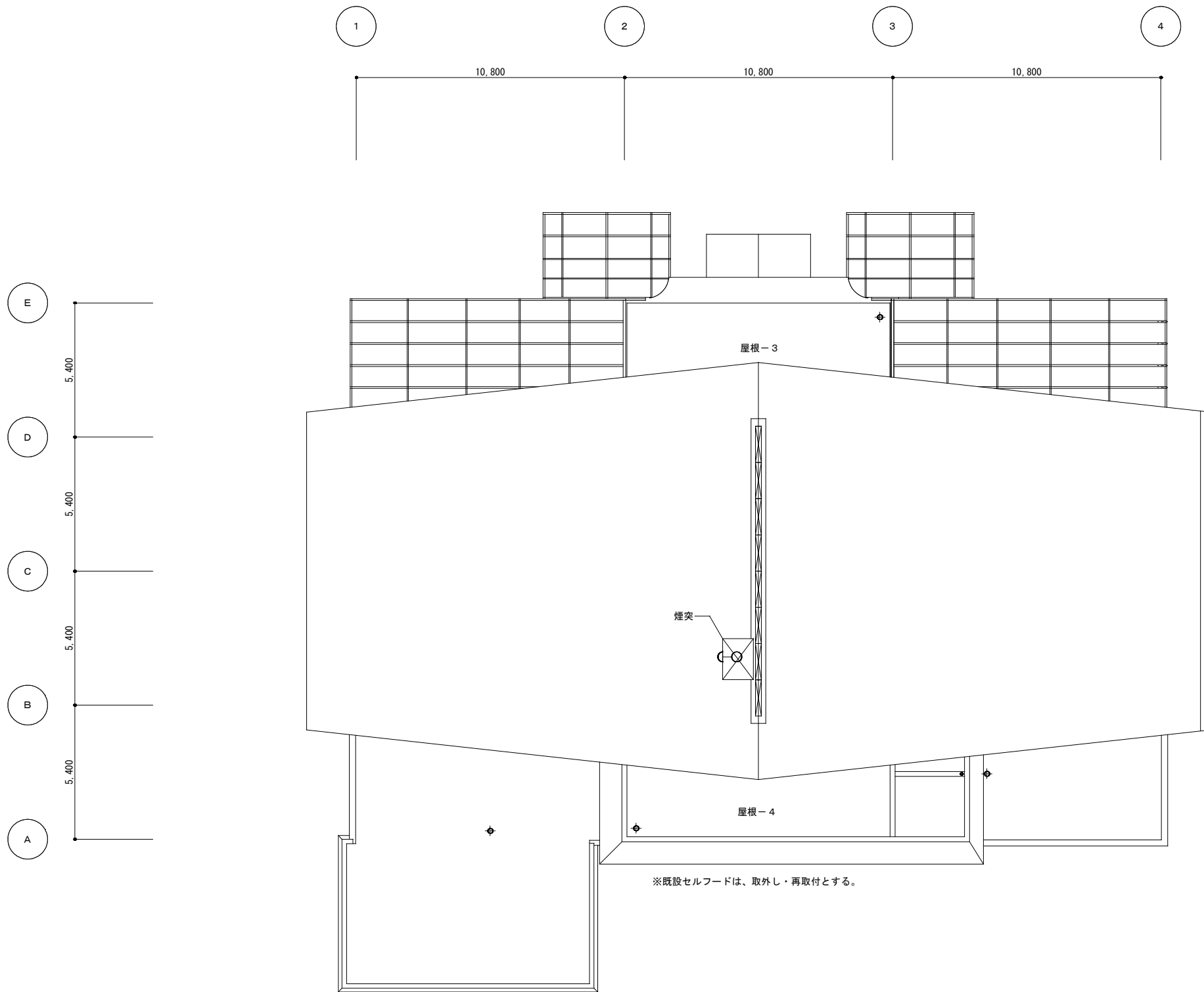
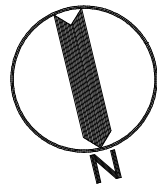
レストラン
壁換気扇電気式シャッター
300φ × 1200m ³ /h
1φ 100V 30W

レストラン
天井埋込換気扇
150φ × 760m ³ /h
1φ 100V 90W

レストラン
排風機 消音*ガス付インファン (暖炉裏)
42.1m ³ /min
3φ 200V 0.27kw
※キャンパス継手更新

2階平面図 S=1/100

- 〔凡例〕
- 撤去を示す
 - 既設のままを示す



〔凡例〕
—— 撤去を示す
—— 既設のままを示す

※既設セルフードは、取外し・再取付とする。

R階平面図 S=1/100



TUKADA
EQUIPMENT
DESIGN
&
ADMINISTRATION

塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事(石)登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀美夫

承認
三嶋

設計
三嶋

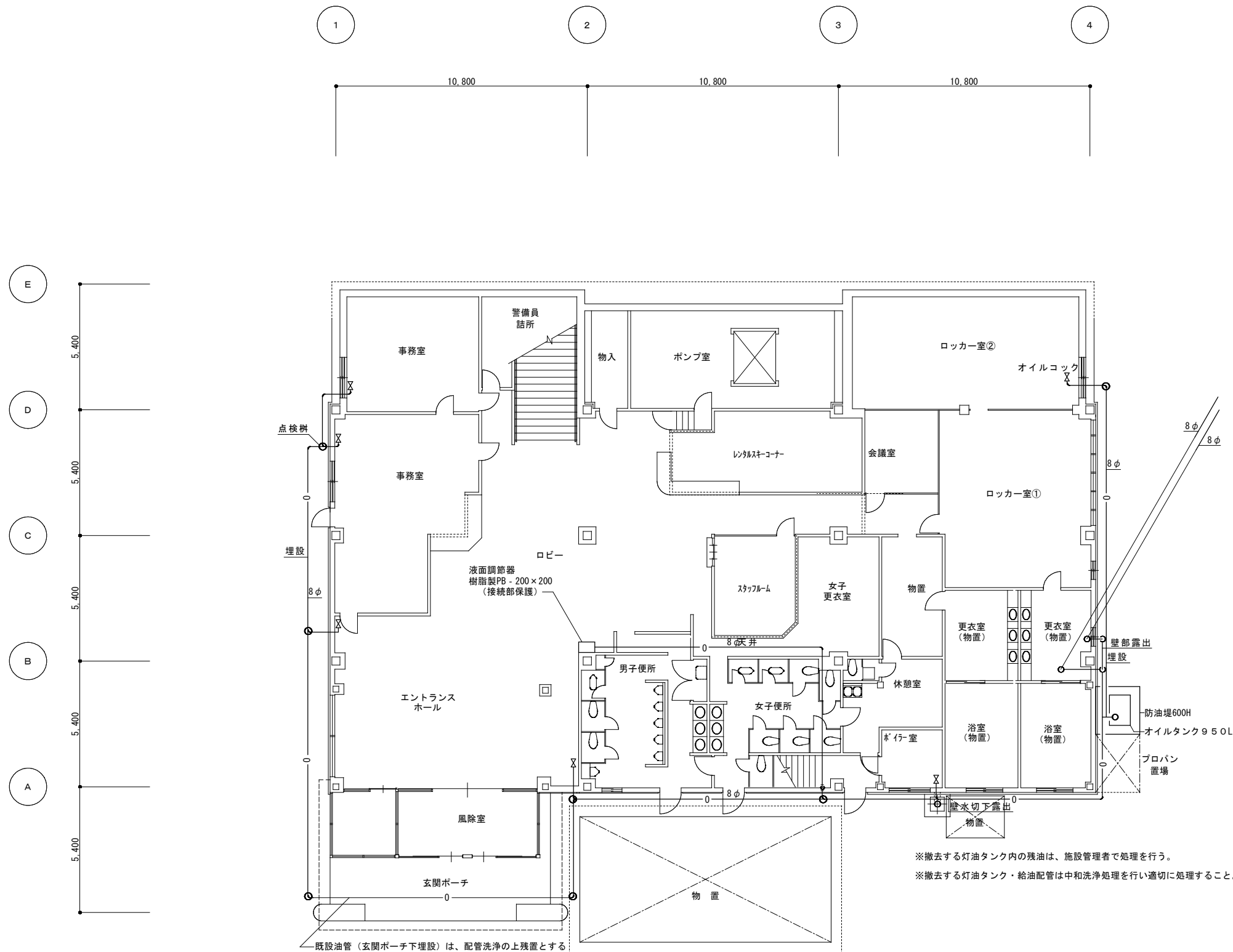
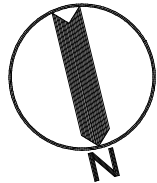
担当
三嶋

縮尺 A1: S=1/100
A3: S=1/200
設計年月日
令和5年10月

工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事

図面名称 R階平面図(換気設備)(撤去)

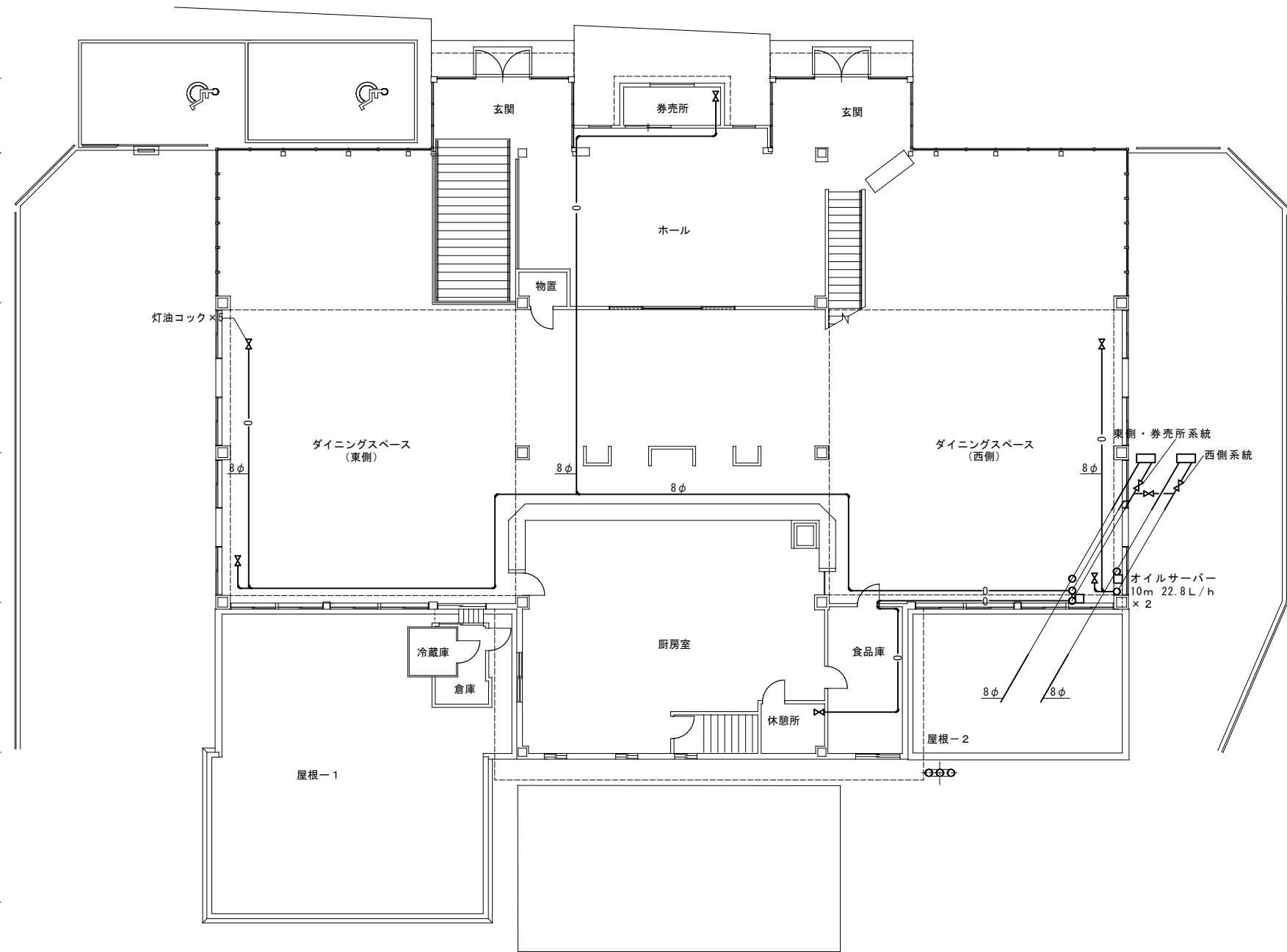
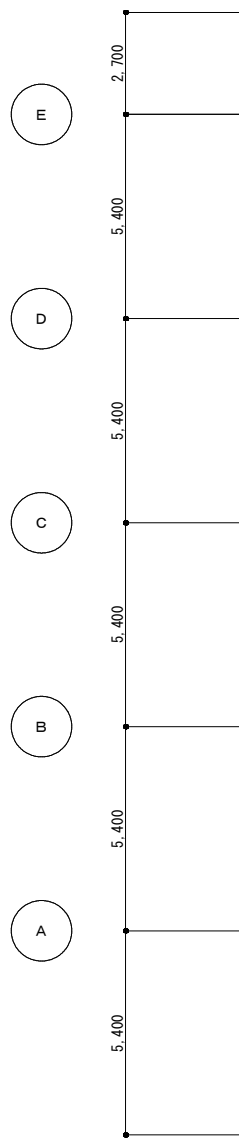
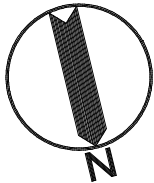
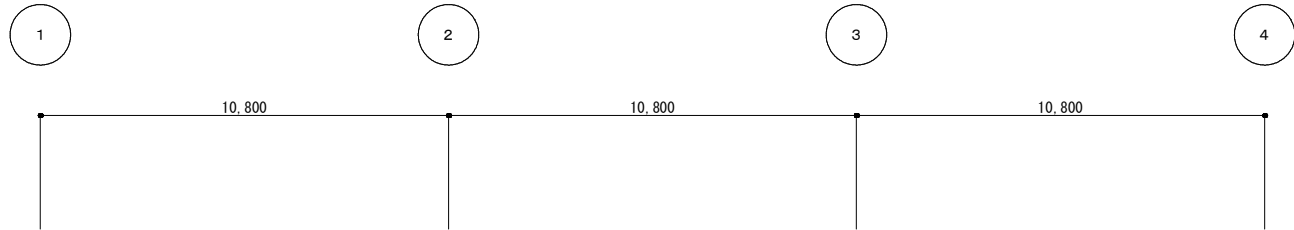
No. 33 / 37



〔凡例〕
—— 撤去を示す
—— 既設のままを示す

※撤去する灯油タンク内の残油は、施設管理者で処理を行う。
※撤去する灯油タンク・給油配管は中和洗浄処理を行い適切に処理すること。

地下1階平面図 S=1/100



〔凡例〕
— 撤去を示す
— 既設のままを示す

1階平面図 S=1/100

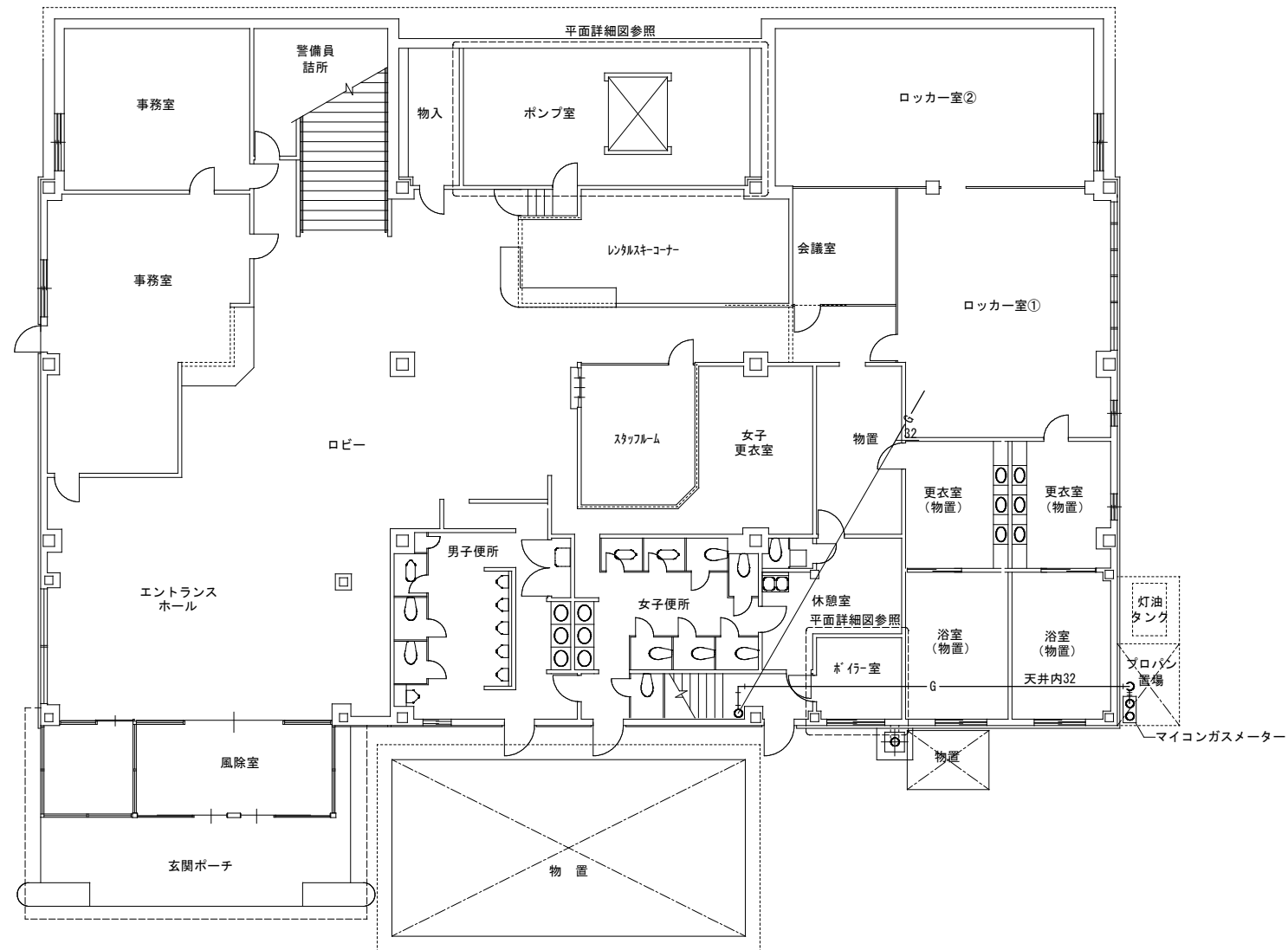
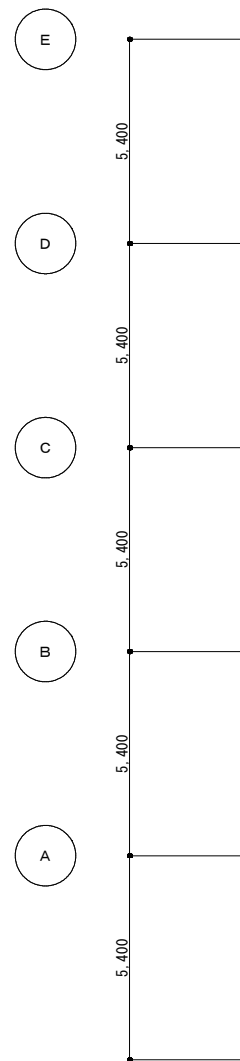
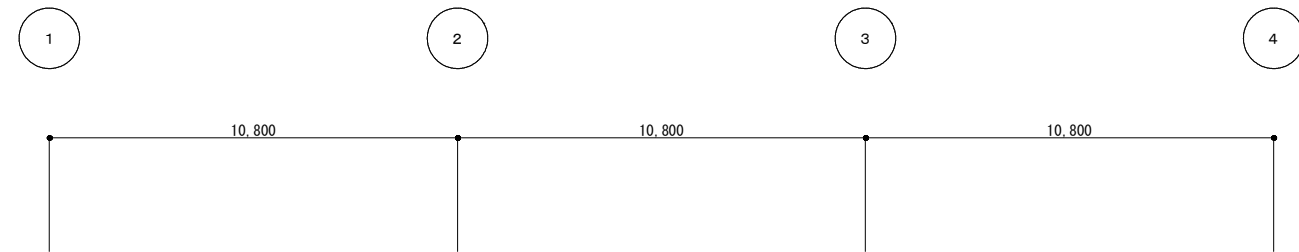
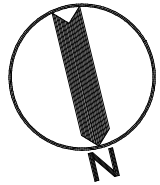


塚田設備管理株式会社
一般建築士事務所 北海道知事（石）登録第3104号
管理建築士 第190458号 佐藤 紀美夫

承認	設計	担当
三嶋	三嶋	三嶋

縮尺 A1: S=1/100
A3: S=1/200
設計年月日 令和5年10月

工事名称 藤野野外スポーツ交流施設衛生設備等改修工事
図面名称 1階平面図（給油設備）（撤去）



地下1階平面図 S=1/100

